

令和7年度 新潟市大規模建設事業評価監視委員会 会議概要

■日時：令和7年11月28日（金）午後1時半から

令和7年12月1日（月）午後2時15分から

■場所：新潟市役所 本館3階 対策室1

■出席者

委員：唐橋委員、佐伯委員、高橋委員、根岸委員

新潟市：住環境政策課、建築行政課、道路計画課、みどりの政策課、行政経営課

■議事

①住環境政策課，建築行政課

- ・新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第4期））【事後評価】 P2～
- ・新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第5期））【事前評価】 P11～
- ・防災・震災対策による災害に強い住まいづくり（第3期）【事後評価】 P17～
- ・防災・震災対策による災害に強い住まいづくり（第4期）【事前評価】 P21～

②道路計画課

- ・安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり【事後評価】 P28～
- ・安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり（第2期）【事前評価】 P36～
- ・国道403号道路整備事業【事前評価】 P41～

③みどりの政策課

- ・緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくり【事後評価】 P50～
- ・緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくり【事前評価】 P61～
- ・安全・安心な都市公園づくり【事後評価】 P67～
- ・安全・安心な都市公園づくり【事前評価】 P67～
- ・安全・安心な都市公園づくり（重点）【事後評価】 P75～
- ・安全・安心な都市公園づくり（重点）【事前評価】 P75～

※②道路計画課の事業については、本委員会終了後に追加・変更が生じたため、令和8年1月30日（金）に追加で委員会を開催し、変更点の説明、意見の聴取を行った。詳細は別紙会議概要（議事録）を参照。

■議事録

① 住環境政策課、建築行政課

～新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第4期））【事後評価】～

（佐伯会長）

それでは、これより議事に入ります。住環境政策課より説明をお願いします。

（住環境政策課）

住環境政策課の堀川と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料と同じものをスクリーンに表示しますので、どちらか見やすい方をご覧くださいと思います。

まず、本日の説明の流れについて簡単に説明させていただきます。はじめに、1番の新潟市の住宅政策と、社会資本総合整備計画について説明させていただきました後、2番の新潟市地域と住まいの整備計画、3番の防災・震災対策による災害に強いまちづくりの順番で説明をさせていただきます。質疑とご意見につきましては、各評価ごとに頂きたいと思っておりますので、①番が終わったらご意見伺いまして、また②番が終わったらご意見を伺うということで進行させていただければと思います。質疑回答につきましては、事業の所管課から回答させていただく場合もございますので、その辺だけご了承いただければと思います。

それでは早速説明に入ります。主題となる事後事前評価の説明の前に、本市の住宅政策の計画と社会資本総合整備計画について簡単に説明させていただきます。本市では住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくために、取り組むべき施策の方向性を示した新潟市住生活基本計画を策定しております。この計画は、本市の最上位計画である「新潟市総合計画」と整合を図りつつ、国や県の住宅マスタープランですとか、さまざまな事業の計画と関連しあっております。これらの計画に基づく事業は限られた財源の中で進めていくために、本市では平成23年度より住宅分野の社会資本総合整備計画を策定しまして、国の交付金を活用しております。

こちらが国の交付金制度の概要になります。現在の交付制度は平成22年度に創設されました社会資本整備総合交付金、平成24年度に設定されました防災安全交付金、こちらの二つが柱になっております。社会資本整備総合交付金は、成長戦略ですとか、地域活性化などにつながる事業が対象となっております、防災安全交付金はインフラ再構築ですとか、生活空間の安全確保につながる事業などが対象となっております。

交付金の対象事業につきまして、大きく分けまして、基幹事業というのと効果促進事業と

いうものがございます。基幹事業のほうは、整備計画の目標を実現するために実施する基幹的な事業です。こちらは国の要綱において交付対象ですとか要件、交付率ですとか、上限額などが定められております。本市が活用している住宅分野のメニューとしては、一つ目の公営住宅の改修、二つ目の民間の市街地再開発ですとか、住宅耐震化への支援などがございます。その下の効果促進事業については、整備計画の目標を実現するために基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業ということで定義されております。こちらはメニューが限定されておられませんので、地方の創意工夫を生かして事業を実施することが可能なものとなっています。ただ、効果促進事業の事業費の割合は全体事業費の2割以内という条件がありますので、その中で今実施させていただいているところでございます。

こちらが、本市の住宅分野における整備計画のイメージになります。スライドの上半分が現行計画、令和3年度から令和7年度の整備計画におきまして、社会資本整備総合交付金では、市営住宅の標準性向上、長寿命化対策、優良建築物整備の支援などを実施してまいりました。その隣の防災・安全交付金では、市営住宅の長寿命化の改修、住宅建築物耐震化への支援などを実施してまいりました。令和8年度から令和12年度の次期計画におきましては、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金ともに現在の整備計画の内容を踏襲しながらも、事業内容や成果指標等において一部見直しを行ったうえで、実施していきたいと考えております。

以上、住宅政策の体系と社会資本総合整備計画について、簡単ではございますが説明をさせていただきました。

引き続きまして、「新潟市地域と住まいの整備計画」の説明に移らせていただきます。まず、①現行計画の事後評価について説明をさせていただきたいと思っております。こちらは現行計画の概要になっております。計画の名称が「新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第4期）」です。期間が令和3年度から令和7年度の5年間。計画の目標が、「住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らせる住宅・住環境の形成」、「誰もが安定した居住を確保でき、多様な暮らしを実現できる魅力ある住宅・住環境づくり」としております。こちらは計画期間内に実施した事業の実績になります。本計画においては3事業を実施してまいりまして、公営住宅ストック総合改善事業、住宅地区改良事業。内容としては市営住宅の幹線改修ですとか、屋上防水改修といった工事を実施してまいりました。三つ目の優良建築物等整備事業では、中心市街地全体の活性化のために行う再開発事業に費用の一部助成ということで事業を実施してまいりました。

こちらは実施した事業の対応になっております。一つ目、二つ目が公営住宅ストック総合改善と住宅地区改良事業等ですが、こちらでは、既存の市営住宅の居住性向上、電気容量の

向上ということで、幹線改修工事を 1 団地 2 棟で実施しました。長寿命化対策、屋上防水改修の実施ということで、防水改修工事は 2 団地 2 棟で実施しておりました。優良建築物等整備事業のほうでは、まちなか賑わいの創出に寄与する商業業務施設など併せ持った住宅の整備費用の一部を助成ということで、万代 5 丁目地区と、新潟駅南口西地区のところで事業を実施しておりました。こちらは計画の指標になっておりまして、本計画では四つ指標を挙げておりました。一つ目が長寿命化計画に基づいて行う公営住宅における居住性の向上、電気容量の向上です。二つ目、同じく長寿命化計画に基づいて行う、今度は長寿命化対策、屋上防水改修。三つ目が万代 5 丁目地区における居住環境の向上、居住人口の増加。四つ目が同じくまちなか、花園 1 丁目地区における居住環境の向上ということで、指標を四つ設けておりました。

各指標について、実績ですとか達成状況を説明していこうかと思うのですが、先ほどの指標の一つ目、二つ目、長寿命化計画に基づいて行う事業の前段の説明からさせていただき、新潟市長寿命化計画の説明を先にさせていただこうかと思います。指標 1 の前提としまして、本市においては市営住宅の既存ストックの修繕、改善、建て替え等を計画的に行い、長寿命化による更新コストの削減と業務事業量の平準化を図るために、新潟市市営住宅長寿命化計画というものを策定しております。その中で、既存の市営住宅のストックの今後の管理方針です。はい。あと、改修計画なんかを立てまして、計画的に管理していきましようというふうになっております。本計画では、その長寿命化計画において定めた改修計画を指標として設定しております。

一つ目の、長寿命化計画に基づいて行う居住性の向上の指標について、実績と達成状況を説明させていただきます。具体的には長寿命化計画に基づいて行う市営住宅の居住性向上として、電気容量向上の進捗率を指標としておりました。この事業は、市営住宅の老朽化した電気幹線を改修し電気容量を向上させることで、居住性の補助向上を図るものになっています。目標値としましては、令和 7 年度末時点で進捗率 44 パーセントということで設定していたのですが、財務関連部署との協議もありまして、より優先する事業もあり、そういった関係もありまして、令和 3 年度以降の予算化がかなわず 2 パーセントの進捗にとどまっております。

二つ目の、指標は同じく長寿命化計画に基づいて行う長寿命化対策になります。この事業は、市営住宅の屋上防水を改修し防護性能を向上させることで、躯体の長寿命化を図るものになっております。目標値として、令和 7 年度末時点で進捗率 51 パーセントを設定していたのですが、こちらも先ほどと同様の理由で、予算化された件数が少なく、6 パーセントの進捗になっております。

最後に三つ目、四つ目の指標、まちなかにおける居住環境の向上の達成状況を説明させていただきます。まず三つ目の指標、万代 5 丁目地区における居住人口についてなのですが、目標値として、令和年 7 度末時点で居住人口 1,865 人と設定しておりましたが、実績値としましては 1,647 人となっております。こちらは想定どおりの世帯数の増加は見られたのですが、世帯人口が想定していたものよりも少なかったために、目標値と実績値の間で差が生じてしまったものと考えられております。

続いて四つ目、南口西地区における花園 1 丁目地区における居住人口なのですが、目標値を 981 人と設定しておりましたが、本事業で整備したマンションの引き渡しは本年 10 月に始まったばかりということで、現時点で記載している実績値が 543 人というところで、まだ事業の効果を算入できておらず、暫定として、8 月末時点の居住人口に入れさせていただいております。なお、10 月末時点においては、645 名に増加しております。

続きまして効果の発現状況になります。一つ目、市営住宅の整備や改修を行うことで、住宅セーフティネットの強化とともに、人と環境にやさしい住まいを推進いたしました。市営住宅の電気回線を改善することで、住環境の居住性が向上しました。優良建築物等の整備を行うことで、都市機能の整備ですとか都市環境を向上させ、良好な住環境を形成いたしました。

今後の方針になります。市営住宅の方については、長寿命化対策として、屋上防水改修を引き続き実施していきたいと考えております。優良建築物等の整備についても、まちなかの賑わいづくりに寄与する都市機能を併せ持った住宅づくりによって、良好な住環境を形成するために事業を継続していきたいと考えております。これらを踏まえ、次期計画においても施策を的確かつ効果的に進めていきたいと考えております。

以上が現行計画であります「新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第 4 期）」）の事後評価になります。こちらについてご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いたします。

（佐伯会長）

ご説明ありがとうございました。それでは、質疑等、ご意見の聴き取りに入りたいと思います。ただいまご説明いただいた事業についてご質問、ご意見のある方はお願いします。

（唐橋委員）

まず最初に確認なのですが、私どもが確認するのは、事後評価調書なのでしょうか。

（住環境政策課）

そうです。

（唐橋委員）

事後評価調書と、それについている事後評価書、これを評価するのですか。

(住環境政策課)

そうです。

(唐橋委員)

今の説明の中にこれが全部入っているということですか。

(住環境政策課)

そうです。

(唐橋委員)

ホームページに掲載されるのは、事後評価調書ですか。

(住環境政策課)

そうです。そちらと、事後評価書のほうも掲載することになっております。

(高橋委員)

計画の指標というところで、目標値が44であったり、51であったりするところを2とか6とかってパーセンテージしか実績としてあがっていないということは、財務との調整という理由でしたが、資材の高騰とか、最初に計画した費用よりもずいぶん上がっているということもあるのでしょうか。

(住環境政策課)

そうですね。もちろんそういった理由もありまして、なかなか計画立てていた本数の工事ができなかつたりということももちろんございます。

(高橋委員)

ずいぶん低いような気がしたので。

(住環境政策課)

そうですね。こちらについては、当初計画していた何棟実施するという工事計画件数も少し我々の見込みが甘いところもあって、多すぎた設定をしてしまっていたところもありました。

(高橋委員)

最初から。

(住環境政策課)

そうです。次期計画においてはそちらも調整して進めていきたいと考えております。

(高橋委員)

そういった誤差があまりないような計画にしていただければと思います。

(唐橋委員)

先ほど確認させていただいた内容なのですけれども、そうすると、事後評価調書の下にある評価が妥当ですということで、この妥当というのは何をもって評価するのか、妥当かどうかを判断することになりますか。

(住環境政策課)

目標値には遠く及ばなかったところはあるのですけれども、我々自身、この事業の内容と
いうか、今回は絶対にやったほうがいいものだと思っておりますし、実施できたところにつ
いては、確実に効果が上がっているということで、私も実感はしているので、目標には届か
なかったのですけれども、我々としては、やっていく意義のある事業だと考えておまして、
妥当としております。

(唐橋委員)

この事業に意味があるかどうかということの評価すればいいのですか。

(住環境政策課)

そうです。

(唐橋委員)

やったことの結果が、例えば何割以上であれば良好とか、そういう評価ではないというこ
とですね。

(住環境政策課)

そうです。

(唐橋委員)

分かりました。今、説明いただいた中にも入っていますし、事後評価書にも書いてあるの
ですけれども、事業効果の発現状況というところの、発現状況というものと、書いてある内
容がマッチしないように思うのですが。効果が現れたかどうかというのは、例えば薬を投与
したら血圧が 150 から 110 に下がったとかという発現、そういうことかなと思っていると、
ここに書いてあるのが、人と環境にやさしい住まいを推進した結果どうだったというのが発
現だと思うので、書き方を変えるべきかなと思います。

予算の関係でいうと、事業費が 39 億 4,800 万と出ています。いろいろなものが後付けにな
って予算が執行されなかったと思うんですけど、その辺の、予算の計画ではこのくらいで、
実際はこのくらいでしたというのは、どこかに載せる必要はないかなと思うのですけれども。

(住環境政策課)

そうですね。そういったところを載せるところは特にはないのですけれども。

(唐橋委員)

あったほうがいいのではないかと思います。

(住環境政策課)

そうですね。ありがとうございました。

(佐伯会長)

関連して、例えば、人と環境にやさしい住まいとかというのは、ご説明の中で、人が環境にやさしいのでしょうか。揚げ足を取るようで、申し訳ないのですが、どうも読み取れないというか、そういう感じがしました。

予算はほかにもっと優先するようなものがあってというご説明があったと思うのですが、例えば地震の影響なのかとか、何かほかにか、少し具体的にご説明いただくと、やむを得なかったのかなとか、そういうことが伝わるのではないかという感じがしました。

(住環境政策課)

分かりました。ありがとうございます。

(根岸委員)

新潟大学の根岸です。よろしくお願ひします。ご説明を伺って、委員の先生方からの質問にも重なるところが多くありまして、そこまでご質問することはないんですけども、一つ、公営住宅の整備をしていくときに、住宅のセーフティネットをしっかりと守っていく、維持していくということがございました。実際の事業としては屋上の防水ということなのだけでも、前提として、公営住宅が新潟市としてどれぐらい必要なのか、ニーズがあるのか。それに合わせてどのように維持していくのかという前提が、おそらく大きなものとしてあると思います。それが最初の説明のところ、関連計画として教えていただいたマスタープランであったりとか、市でいえば、マスタープランあるいは長寿命化計画といったことだと思います。こうした計画と今回の整備の実際の事業のつながりをもう少しご説明いただけないかと。つまり公営住宅というのは、新潟市として、どれぐらいニーズとしてあって、必要だから、整備をやはり進めていかなければいけないのだというつながりが分かると、この事業の妥当性みたいなものが分かるし、次の議題である事前評価にも意味が出てくると思うのですが、もし何かあれば、そこを教えていただきたいということです。

(住環境政策課)

市営住宅の需要という感じでよかったですでしょうか。

(根岸委員)

そうですね。新潟市を取り巻く環境の中で、市営住宅というものに対して今ニーズが増えているのか、減っているのか。どれぐらいのスピードで修繕をしていくかということは、おそらくそういった必要性和リンクして議論していくことだと思ひまして、そこら辺の話がもし今すぐ分かれば教えていただきたいです。もし分からなければ、また改めて何かご説明の

資料とかいただけるといいかなと。あるいはこの評価書の中にそういった文言を少し表現するようなことができれば、より説得的な資料になるのではないかと思います。

(住環境政策課)

分かりました。長寿命化計画の中で、屋上であれば10年とか、外壁であれば20年とか、そういった整備指標を持ってまして、市営住宅であれば公営住宅法で70年もたせよと。整備をした中で80年間までなるべくもたせていく、長寿命化を図ろうというような計画になっておりまして、需要については、そこまでもたせていく中で、空きもあるのですけれども、人気なところとか、需要があるところもあるので、そこを重点的に、優先的に修繕してニーズにできていこうといった形で、修繕計画については今も続けているところでございます。今、希望が多いところはだいたい400人ぐらい待機者がいらっしゃいます。全部が全部ニーズにかなっているかという、かなっていないところもあるのですけれども、それに向けて長く使えるように図っていく計画で、ストック計画をさせていただいているところでございます。

(根岸委員)

この議題と少しずれてしまうかもしれないのですけれども、人気のあるところにはかなり人の応募があって、そうでないところは空きがあつたりということがあるのですか。

(住環境政策課)

昭和40年、50年の建物が一番多くて、5階建てでエレベーターがないところとか、年配の方には不向きなところもまだありまして、そういったところは人気がないといいますか、募集しても入らないような状況になっているところもあります。やはりエレベーターとか、立地がいいところ、新しいところには応募がくるのですけれども、あとは耐用年数が過ぎているところもありまして、そこには年配の方が長く住んでおられて、本当は建て替えて、住み替えて、そちらに行っていたかなければいけないのですけれども、家賃も高くなることから、住みなれたところにいたいということで進まないのが現実にあります。

(根岸委員)

そういったニーズを踏まえながら、ただ修繕とか防災的な意味になってくると、ニーズが少ない、空きがあるからしないかという、それも難しい話でもありますが、一方で、そういったものを踏まえながら総合的に優先順位や、どこを先にやるかとか、そういったものも検討されているという理解でよろしいですね。

(住環境政策課)

毎年定期点検をさせていただきまして、立地条件などによって傷み度合いが建物ごとに違いますので、それを全部調査して、その順番をより早くしなければいけないものを優先的に

やって順番を決めていくのがこの計画になっています

(根岸委員)

分かりました。補足説明ありがとうございます。

(佐伯会長)

時間も押していますので、よろしいでしょうか。次のご説明に入っていただきたいと思
います。

～新潟市地域と住まいの整備計画（新潟地域住宅計画（第5期））【事前評価】～

（住環境政策課）

次に、「新潟市地域と住まいの整備計画」の事前評価について説明させていただきます。こちらは計画の概要になります。計画の名称なのですが、先ほど4期だったものが5期になりました。計画の期間が令和8年度から令和12年度の5年。計画の目標が、住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らせる住宅・住環境の形成と、誰もが安定した居住を確保でき、多様な暮らしを実現できる魅力ある住環境づくりとなっております。計画期間内に実施を予定している基幹事業になります。3事業を予定しております、事後評価の際にも同じく、公営住宅のストック総合改善事業、優良建築物等整備事業、三つ目、今回から、まちなみ環境整備事業というものも実施する予定としております。

各事業の概要になります。まず、公営住宅ストック総合改善事業ですが、前計画と同様の内容になるのですが、既存の市営住宅の長寿命化対策、屋上防水改修の実施を予定しております。優良建築物等整備事業、こちら万代口東地区で高機能オフィスによる拠点性の向上、職住近接の居住、質の高い都心居住を強化・推進するという事で、こちらの事業を予定しております。三つ目、まちなみ環境整備事業、古町周辺地区で行うのですが、魅力的な景観を形成することで、地区の価値向上、交流人口の拡大につなげる歴史的街なみの保全事業になります。また、基幹事業にあわせて実施する効果促進事業として2事業を考えております。一つ目が、歴史的街なみ保全の照明設備の整備事業です。二つ目が、景観重要建造物の耐震診断事業になります。以上の2事業を効果促進事業として実施する予定としております。

計画の指標になります。指標を三つ設けておりまして、長寿命化計画に基づいて行う屋上防水改修の進捗率、まちなみにおける居住人口の増、三つ目が、旧齋藤家別邸周辺地区、旧小澤家住宅周辺地区、古町花街地区の景観重要建造物、歴史的建造物の修景の以上三つの指標として設けております。

各指標について説明させていただきます。一つ目が、長寿命化計画に基づいて行う長寿命化対策の進捗率ですが、公営住宅ストック総合改善事業においては、先ほど、現行計画の事後評価でも説明させていただいたものと同様に、長寿命化計画に基づきまして屋上防水改修を行う予定としております。この進捗率を指標として採用しまして、基幹事業により行う市営住宅の改善状況を確認してまいりたいと思っております。目標値として、長寿命化計画をこの度新たに見直し、改定を図りましたので、令和7年度から令和16年度の10年間における改修予定住居数の13棟のうち、令和8年から令和12年度までに5棟の改修工事を実施し

まして、進捗率 39 パーセントを達成できるように進めてまいりたいと思います。二つ目の指標がまちなかにおける居住人口になります。優良建築物等整備事業において、都心エリアの賑わい創出、都心の拠点性の向上のほか、職住近接の質の高い都心居住を強化・推進するため、オフィスビルに合わせて賃貸マンションを整備します。目標値としまして、令和 5 年から令和 7 年度までの当該地区の人口推移を基に令和 12 年の人口を推計しまして、そこに令和 7 年度に完成される南口西地区のマンション、本整備事業を実施したことでの人口増加を加味した数値として、目標値 1,123 人と設定しております。

三つ目の指標です。地区内の主要な通りに面する歴史的建造物の 45 件について、15 年間ですべて修景することを目指しまして、その進捗率を指標として採用することで、事業効果を確認してまいりたいと思います。目標値として、1 年当たり大体 3 件程度の修景を目指しまして、令和 12 年度末までに 15 件。パーセンテージにすると 35 パーセントの修景実施を目指していきたいと思っております。

「新潟市地域と住まいの整備計画」の事前評価の説明は以上になります。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(佐伯会長)

ありがとうございました。それではご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

では私から。この目標値が設定されていて、2 番目は住宅ができればそこに人が入るといっただけの話だと思うのですけれども、1 番目と 3 番目が三十数パーセントぐらいというのは、これはどういう根拠というか、全体を何年で終わらせようとして、だから次の 5 年で 40 パーセント弱ぐらいだということなのだろうと思うのですが、そこら辺の根拠を教えてくださいたいのと、それからゼロから作るのではなくて、修景とか、防水工事、個々にいろいろ傷み具合などが違ったりすると、計画通りにただ棟数を積み上げるとこの数字になるというふうに進まない可能性もあるのかなという気もするのですけれども、そこら辺はどのように考えられているのですか。

(住環境政策課)

まず一つ目の長寿命化、屋上防水改修の進捗率の根拠というところなのですけれども、こちらは、今、お手元に資料がないのですけれども、新しく、「新潟市長寿命化計画」を改定しております。屋上防水改修工事をこの計画において、R7 年度から 16 年度までに大体 13 棟工事する計画を策定しております。その中で、本計画が R8 年度から R12 年度までの 5 年間になりますので、その中で実際、実施できそうな工事数等を考慮した結果、5 棟が妥当だろうということで、実施予定を 5 棟とさせていただいております。そうしますと、10 年間で行う 13 棟分の 5 棟ということで 39 パーセントということで、今、目標値を設定しております。ま

た、計画では5棟としておりました、どこの住宅の工事をやるかというもおおむね決めてはありますけれども、それも多少、住宅の傷み具合ですとか、その辺に差異がどうしても出てきてしまうので、その辺は例年の点検結果ですとか、現場調査というのを踏まえまして、都度、やる住宅の順番ですとか、年度ですとか、その辺は5年間の中である程度調整はかけていきたいと思っております。

(佐伯会長)

分かりました。修景のほうも同じような考え方でいいのですか。

(まちづくり推進課)

まちづくり推進課の加藤と申します。

修景のほうもご指摘のとおり、母数は45件という形にしているのですが、それをこの5期の5年間で全部というのはなかなか難しいかなど。ほかの都市の事例でも1年実質2件弱というのがありますので、そういったところも勘案しまして、5年間、計画でいうと3期分ということになるでしょうか、45件をすべてやりたいということで考えておまして、その3分の1、今回のこの5期計画の5年間ですと3分の1程度、35パーセントといった計画にさせていただいています。

もう一点の傷み具合というところですが、③番につきましては、民間の建物への助成ということになっております。公共の建物も同じですが、やはり個々の建物によって傷み具合が違いますので、実際傷み具合が少なければ改修には進まないケースもあろうかとは思いますが、一般的にリフォーム協会さんなどが出している外壁のリフォームの期間は15年に1回程度ということではいわれておりますので、そのあたりも踏まえて、15年の尺度で3分の1ずつというような形で定めたところでございます。

(佐伯会長)

けっこうだと思うのですが、ただ、歴史的な建造物という、かなり普通の住宅と違って、特別な配慮とかそういったものも必要なのではないかという気がするのですが、そこら辺は大丈夫かなと思ったもので、このような質問をさせていただきました。

(まちづくり推進課)

造りは現代的な造りではございませんので、例えば法令の適合とかというところも注意しながら、実際、助成金を使われる所有者の方と我々で調整しながら進めていくという形になろうかと思っております。実際、なかなか大変な部分はございます。

(高橋委員)

歴史的建造物の部分なのですが、このように改修して、趣のある景観を作っていく。それで観光の方が増えたとか、新たに古いおうちを商業施設に変えて人を呼ぶとか、そういった

指標というか、今、どのようにされているのでしょうか。

(まちづくり推進課)

指標を検討する際も、同じ街なみ環境整備事業を国内に行っている自治体の公表されている計画書を見させていただいて、今、言及のありました観光客の増加の指標を用いたりとかというところもあったりしたのですが、そういった都市ではやはり長年すでに取り組みを行っている中での指標という地区がほとんどであるということを鑑みて、新潟市の場合ですと、こういった交付金を使って基幹事業でやっていくというのは初めての取り組みというところもあります。なかなか5年間の集計で、実際の計画ですと15件を目指しましょうということなのですが、それで観光客が増えたというふうに指標として結びつけるのは適切なのかなというところ、やや疑問に思いました、今回、直接的な指標になってしまっているのですが、そういった都市も中にはございましたので、結果的にはこういう形にしたのですが、最終的な目的に照らすと、観光ですとか、説明にもありましたけれども、そういったところに照らしていけるといいのかなというところが、次期計画ですとか、ある程度改修が進んだ段階で評価をするというのは大事な視点なのかなとは考えているところです。

(高橋委員)

建物もそうですけれども、正直、そうなると、道路脇とか、いろいろなことが関わってくるのではないかと思いますので、なかなか難しいと思いますが、市民がきちんと感じられるように進めていってほしいと思います。

(まちづくり推進課)

新潟市ではなかなか進んでいない分野、進んでいる都市から見るとやや遅れている部分もございますので、進んでいる都市の事例なども参考にさせていただきながら、こういった制度も使っていただけるような工夫をしていかないと、なかなか追いつけないのかなと思っていますので、そういった意識で取り組んでいきたいと考えています。

(唐橋委員)

今の件ですけれども、高橋委員がおっしゃるように、これから3期と続くのであれば、民間の建造物に対して補助金を出す経済的効果といいますか、長いスパンで見て、目標というものをやはり作るべきかなと。今回は、最初であればやってみていいことかもしれませんけれども、検討なさったほうがいいかなと思います。

もう一つ、②のまちなかにおける居住人口について、この目標を立てて、新潟市さんのほうではこれからどういう政策をとって目標達成するというのがあるのですか。前の計画の続きだと思えるのですが、人が増えるというのは、新潟市さんが駅の周辺のいろいろな規制緩和をされて、大きなマンションを建てられるようになったとか、そういう効果があっ

てのことだと思うのです。今 900 人くらいになるというのは、駅南口を出て右手のビルですよ。そのほかに、これからこういう計画で誘致しますということがあるのか、もう決まっています、そこに入る人が加わると目標になるのですということなのか。後者であるとする、この計画自体はもう終わっているかなと思うのですけれども、この期間で新潟市さんがやることというのはあるのですか。目標達成のために。

(まちづくり推進課)

おっしゃるとおり、この計画自体はほぼ、こういうふうにいきますよというのは決まっていますのですけれども、例えば、これをきっかけに移住、定住の機会づくりといったところもあるのかなと思いますし、新潟駅周辺で働いて、その近くに住むと、職住近接みたいところを、例えば新社会人とか、関東からここにオフィスとして入居する人、オフィスとして入居するところで働く人たちとかが、新潟に住んでみた中で、それが移住、定住につながるきっかけづくりになるとか、そういうふうになればいいかなとは考えております。

(唐橋委員)

②の事業に対する予算というのはやはりついているということですか。

(まちづくり推進課)

この計画自体が民間の開発ですので、民間が開発していくのですけれども、そこに補助金は一応入れる計画ではあります。

(唐橋委員)

入ってくる、入居される事業所さんとかにということでしょうか。

(まちづくり推進課)

ではないです。申請者、施工の、ここでいいますと地権者になるのですけれども、申請がありまして、国と市から補助金を出す想定で今予算要求をしています。

(唐橋委員)

これから、まだマンションなどの開発が出てくるということを前提にされているのですか。

(まちづくり推進課)

建築で今検討しているのはこの1棟だけなのですけれども、ほかのマンション等については、マンションというか、オフィスビルですね。マンションについての補助というのは考えておりません。現状の計画の中には。

(唐橋委員)

計画の中に入っているということですか。

(まちづくり推進課)

計画の中には、その他の建物は入っております。

(唐橋委員)

もしかしたら、そこのほうを目標とされたほうがいいのかという気がします。

(佐伯会長)

次、移りたいと思います。3番目の件についてご説明をお願いします。

～防災・震災対策による災害に強い住まいづくり（第3期）【事後評価】～

（住環境政策課）

3 番目、防災・震災対策による災害に強い住まいづくりということで、説明させていただきます。計画の概要ですが、計画の名称が「防災・震災対策による災害に強い住まいづくり（第3期）」となります。計画の期間は令和3年度から令和7年度の5年間。計画の目標が、住宅建築物をはじめとする市民生活環境の防災安全対策に取り組むことにより、災害に強いまちづくりを実現しますという目標としておりました。

計画の指標になります。指標は四つありまして、一つ目から三つ目までがそれぞれの長寿命化計画に基づいて行う外壁改修、屋上防水改修、ガス設備改修になります。四つ目ですが、新潟市内の住宅の耐震化率の向上を指標として設定してあります。実施した事業については3事業ありまして、先ほどの「地域住まいの整備計画」同様、公営住宅ストック総合改善事業と住宅地区改良事業を実施しております。住宅・建築物等安全ストック形成事業ということで、耐震化に係る費用の一部助成ということで事業を実施しております。

実施した事業の概要です。一つ目、二つ目の公営住宅ストック総合改善事業、住宅地区改良事業ですが、こちらは既存の市営住宅の安全性の向上を図るために、外壁改修を12団地20棟で実施しました。また、それに合わせて屋上防水改修も12団地18棟で実施してまいりました。住宅建築物等安全ストック形成事業についてですが、民間住宅、建築物の耐震化等に係る事業などで、最後にあるような支援を実施しておりました。

実施した効果促進事業3事業の実績になります。住宅の耐震改修等への補助ですとか、津波避難ビル等への表示看板設置事業、防災専門家の派遣事業の三つの効果促進事業を実施しました。

各指標に関する実績と達成状況を説明させていただきます。一つ目から三つ目については、どれも長寿命化計画に基づいて行う事業の進捗率となっております。先ほどの「新潟市地域と住まいの整備計画」で説明させていただいたものと同様、躯体などの安全性、耐久性向上のための外壁改修ですとか、老朽化したガス管の改修工事の進捗率を指標として設定しておりました。

一つ目の長寿命化計画に基づいて行う外壁改修では、目標値として令和7年度末時点で、進捗率70パーセントを設定しておりましたが、令和6年度の能登半島地震の関係で工事を見送ったりですとか、先ほどと同様になるのですけれども、財務関連部署との調整等もありまして、実績値33パーセントにとどまっております。

二つ目、長寿命化計画に基づいて行う屋上防水改修では、目標値として令和7年度末時点

で進捗率 93 パーセントという目標としておりましたが、令和 6 年度能登半島地震の影響によって工事の実施を見送りましたので、その影響で実績値 77 パーセントとなっております。

三つ目、ガス設備改修では、目標値として 37 パーセントというところで設定しておりましたが、こちらも財務課関連部署と調整の結果、予算化に至らず、事業の実施がまだできておりません。

最後に四つ目、新潟市内の住宅の耐震化率の向上の実績になります。住宅土地統計調査からの推計から、従前値 88 パーセントから 3 パーセント増加した 91 パーセントが実績値となっております。目標がまだ達成できない見込みとなっております。その要因なのですが、市が実施したアンケート結果がございまして、耐震化に要する費用負担が大きいということですか、住宅の所有者の高齢化などが耐震化に進めない理由として挙げられておりました。一方、能登半島地震の発生を契機に、耐震化に対する市民意識の高まりも感じているところがありますので、引き続き住宅建築物の耐震化に取り組んでいく必要があるかなと考えております。

効果の発現状況です。市営住宅の外壁、屋上等の躯体の安全性を向上させることで、安心安全に暮らせる住宅の整備とともに市営住宅の長寿命化を推進しました。住宅建築物の耐震化などに対する支援や意識啓発などに取り組んだことで、災害に強い安心安全なまちづくりを推進しました。

今後の方針になります。市営住宅については、外壁を屋上と躯体の安全性向上に寄与する長寿命化対策を引き続き実施していきたいと考えております。また、住宅の耐震化については、耐震化などに対する支援や意識啓発、安心安全な住まいづくりに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上が、現行計画であります「防災震災対策による災害に強い住まいづくり（第 3 期）」の事後評価の説明になります。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

（佐伯会長）

それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

（根岸委員）

ありがとうございました。2 点、教えていただきたいのですが、一つは、先ほど議論が終了したほうの「地域と住まいの整備計画」で示されていた、屋上防水のことです。屋上防水の目標とする棟数、今回の防災震災対策という枠の中での屋上防水の目標とされている棟数、この数字がやや異なっていたり、あるいは事前になるとまた数字が変わったりということがあるのですけれども、この分け方というのは、どういった方針で意味があって分けられているのでしょうか。それともう一つは、先ほど、耐震化などに対する支援や意識啓発

などに取り組んだということで、意識啓発というのは、看板を設置したということのみを意味するのか、それとも何か住民の方に対してこういうことがあるのだという説明、ソフトのほうの対策ということですが、そういったことも行われたのか、その 2 点を教えてください。

(住環境政策課)

まず一つ目の屋上防水改修、両方、「地域と住まいの整備計画」とこちらと両方にあるということなのですけれども、国のほうで提示されている事業のメニューというものがあまして、防災震災対策の災害に強い住まいづくりですと、あくまで安全確保に対する事業が対象となっておりまして、屋上防水改修だけだと、安全確保というところに直結しないということで、こちらではやっていないのですけれども、外壁改修工事と屋上防水工事を合わせてやっているものについては対象にすることができます。外壁改修ですと、要は外壁の落下防止に対する安全確保という説明ができるので、そういった分け方で、屋上防水工事単独で行う場合は「新潟市地域と住まいの整備計画」のほうで事業としてやらせていただいております。外壁改修と一緒にやる場合は防災・震災対策のほうでやらせていただいております。

(防災課)

防災課の渡部と申します。よろしく申し上げます。

先ほどお話のありました津波避難ビルへの看板の設置のほかに、毎年、我々のほうで地域住民の方、施設管理者の方、市職員の三者でやっている会議体、避難所運営体制連絡会ということで各区 1 回ずつ実施しております。計 8 回やっているというような形になりまして、そちらで防災専門家を派遣していただきまして、主に避難所生活ですとか、避難行動に関する部分の講習を実施いたしまして、その後、現地で施設を確認するというような形で周知啓発を図っているところであります。

(根岸委員)

分かりました。ありがとうございます。

(高橋委員)

住宅耐震化率というのは、耐震診断をしたうえで着手したことに対して出すわけでしょうか。

(建築行政課)

事業課の建築部建築行政課の小日向と申します。ご質問ありがとうございます。

耐震化率の出し方なのですけれども、まず、住宅土地統計調査というのが国で 5 年に 1 回行われておりまして、住宅の総数から割り出し推計するような形になります。その中で、耐震性の定義なのですけれども、昭和 56 年 6 月に建築基準法が改正になりまして、そこを基準に新耐震基準、旧耐震基準がまず分けられております。新耐震基準は耐震性があるものになり

ます。それより前の旧耐震基準の中で、おっしゃるとおり、耐震診断をして、耐震改修工事をしたものには耐震性があるとカウントしておりまして、その積み重ねで耐震化率を算定しております。

(高橋委員)

住まわれている方が耐震診断の申し出をしないで直さなかったら、そのカウントにはならないと。

(建築行政課)

そうですね。この調査結果の中に、耐震診断をした、しなかったという項目もありまして、した結果どうだったのという回答もあるので、そこもこの記述の中に入っております。

(高橋委員)

そんなに高いのでしょうか。ちょっとびっくりしました。能登半島地震があつて、これがちょっと変わったとかというのはないのですか。

(建築行政課)

今回の最新結果が令和5年の10月時点の調査結果になりまして、それが今年の3月によろやくまとまったところです。なので、能登半島地震の影響はこの調査結果に含まれていなくて、次の5年後の調査でその影響がよく見えてくるということです。

(建築行政課)

ただ、市民の方の意識としては、能登半島地震で我々は耐震診断の補助などさせていただいているのですが、例年大体100件ぐらいの診断の申し込みがあるのが、地震直後の年ですと大体3倍ぐらい、300件弱ぐらいのお申し込みが来ますし、問い合わせもたくさん来ていましたので、意識的には皆さん耐震に関する意識は高まってきているのは感じております。

(唐橋委員)

1ページ前の46ページですが、先ほども申し上げましたけれども、効果の発現状況なので、例えば耐震化などに対する意識啓発などに取り組んだことで耐震化率が向上したと。88パーセントから90パーセントであったという書き方がよろしいではないかと思いました。

(住環境政策課)

そうですね。ありがとうございます。

(佐伯会長)

では、次の説明に移っていただきたいと思います。

～防災・震災対策による災害に強い住まいづくり（第4期）【事前評価】～

（住環境政策課）

防災・震災対策による災害に強い住まいづくりの事前評価、第4期計画について説明いたします。計画の概要になります。計画の名称は先ほどの第3期から第4期になりました。計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間。計画の目標が、住宅建築物をはじめとする住環境の防災安全対策に取り組むことにより、災害に強いまちづくりを実現しますとしています。

実施を予定する事業になります。基幹事業2事業が実施予定となっております、一つ目が公営住宅ストック総合改善事業、二つ目が住宅建築物等安全ストック形成事業になります。

各事業の概要になります。公営住宅ストック総合改善事業は、先ほど事後評価のところでも説明したものと同様になるのですけれども、既存市営住宅の長寿命化対策、屋上防水と外壁改修の実施を予定しております。外壁改修工事は17団地、39棟、屋上防水改修工事は13団地、30棟で工事を実施する予定としております。住宅建築物等安全ストック形成事業の概要になります。スライドに示しております木造住宅の耐震改修補助事業ですとか、マンション耐震改修の促進事業ですとか、住宅建築物の耐震化等に係る費用の一部助成の事業の実施を予定しております。

こちらが実施を予定しております効果促進事業になります。4事業ありまして、住宅建築物耐震改修等の補助事業、津波のハザードマップの作成事業、避難所看板等設置事業、防災専門家の派遣事業、以上4事業を予定しております。

計画の指標になります。指標は三つあります。一つ訂正なのですけれども、三つ目の新潟市内の住宅の耐震化率の向上、従前値90パーセント、目標値94パーセントになっているのですが、こちらは従前値が91パーセント、目標値も96パーセントになりますので、以降、同じスライドが続くのですが、同じように読み替えていただければと思います。

それぞれの指標について説明させていただきます。一つ目の指標、市営住宅の長寿命化対策の進捗率になります。公営住宅ストック総合改善事業においては、現行計画に引き続きまして、長寿命化計画に基づいた施設の長寿命化対策を実施予定です。その中で、市営住宅による躯体の耐久性向上のための外壁改修工事の進捗率を指標として採用しまして、基幹事業により行う市営住宅の改善状況を確認してまいりたいと思います。目標値としまして、新たに改定した長寿命化計画の期間であります令和7年度から16年度までに改修を予定している111棟のうち、本計画のR8年度からR12年度までの期間に約39棟の工事を行いまして、R12年度までに46棟の工事が実施できるよう、パーセンテージにすると41パーセント改修の進

捗率の向上ができるように進めてまいりたいと考えております。

二つ目の指標も、一つ目同様の取組みや対策の進捗率としておりますが、こちらは屋上防水改修の進捗率を目標として設定しております。目標値としましては、令和 7 年度から令和 16 年度までに改修を予定している 76 棟のうち、令和 8 年度から令和 12 年度までに約 30 棟の工事を実施しまして、令和 12 年度末までに 37 棟工事が実施できるよう、改修率でいうと 49 パーセントの進捗が図れるよう進めていきたいと考えております。

三つ目、新潟市内の住宅の耐震化率です。現行計画からこちらも引き続き指標に設定しておりますが、住宅建築物の耐震化などに対する支援ですとか、意識啓発に引き続き取り組みまして、令和 12 年度の目標値として耐震化率 96 パーセントを目指します。

以上で事前評価の説明を終わります。ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(佐伯会長)

ご説明ありがとうございます。ご意見、ご質問をお願いします。

(根岸委員)

私から 1 点、お願いします。先ほどからずっとその話ばかり聞いてしまって、大変恐縮なのですが、屋上防水の話で、先ほど計画の違いによって屋上防水の必要性とか配分というのは特に意味がなくて、こちらの計画が防災的な事業と一体化して実施できるということは、屋上防水の必要性そのものは、基本的にはトータルで考えればよいということによろしいのですね。

(住環境政策課)

そうです。

(根岸委員)

そうしたときに、前の事業では屋上防水の目標値が 65 だったものを 13 までだいぶ下げて、今回、こちらの事業は事後評価で目標値 30 だったものを 76 まで上げたということがあります。これは、事業が実施しやすそうな計画のほうに計画を少し寄せて計上しているという理解でよろしいのでしょうか。それともう一つ、先ほどのお話の中で、修繕計画でしょうか、長寿命化計画そのものが見直しになって、中身が変わったという話がありましたが、そういったことがトータルでの屋上防水の計画数の変化にどういう意味を持っているのか、持っていないのか。単純に期間が伸びたから、その分のところでやるべき屋上防水の数が増えたり、減ったりしたのか。その関係も説明していただいてもいいですか。

(住環境政策課)

まず一つ目なのですが、一つ目はおっしゃるとおり、達成しやすいように計画を寄

せまして、要はより現実的な目標設定ができるように調整はさせていただいたところではあります。二つ目のご意見だったのですけれども、そちらにつきましては、計画の改定に伴いまして、前計画だったら、工事をやる予定だったものが、先延ばしにしましたですとか、工事の順番を入れ替えたりですとか、そこは直近の点検結果ですとか、入居状況ですとか、そういったものによって若干、市営住宅の管理方法というものも徐々になら変わってきておりまして、このまま修繕するところもあれば、修繕せずに集約に向けて計画を練り直したりですとか、そういったところも総合的に長寿命化計画の中で考えて、前回の長寿命化計画から改修箇所を変えたりはしております。

(根岸委員)

そういった計画の変更の中にニーズだったりとか優先順位みたいなものの調整が行われて、トータルとしての数になっているということですね。

(住環境政策課)

そうです。おっしゃるとおりです。

(住環境政策課)

補足なのですけれども、防災のほうになぜ多いかということ、昨今の事業費といいますか、財政難をもとに、国のほうからの交付金をもとにやっているのですけれども、防災のほうは国費の付きが良いというか、ですので、やはりこちらのほうで両方一緒にするというふうにさせていただいているのと、長寿命化のほうになぜなっているかということ、耐用年数がだんだん短くなって行って、廃止するものも出てくるので、そうすると、あと10年、あと5年しかないものに対して、果たしてそこに投資するべきなのか、するべきでないのかということも踏まえて、集約とか廃止を検討しながら計画を更新させていっていますので、その分、ちょっと少なくなったり、計画の見直しをさせていただいているところでございます。

(根岸委員)

よく分かりました。ありがとうございます。

(高橋委員)

先ほどからお話があったのですが、ニーズやこれからのことを考えて、耐震でどんどん手を加えていくのは分かるのですが、取り残された古い市営住宅などは、きちんと耐震のことを考えて計画されているのでしょうか。

(住環境政策課)

市営住宅の耐震化についてはすべて終わっているところなのです。古い廃止する予定のものについては、手つかずのものも数頭あるのですけれども、例えば木造の平屋のものとか、RCで5階建てとか、ああいったものはすべて耐震化は終わっていますので、そういった。面

では大丈夫なのですけれども、耐用年数が過ぎているもので、廃止を計画しているものは、未定のもは数棟あるのですけれども、それは毎年、住み替えのお願いを市のほうもさせていただいているのですけれども、退去していただき次第で、取り壊しとか、募集停止にしていますので、その辺は安全を重視して運用させていただいているところでございます。

(高橋委員)

もう一つ、津波ハザードマップ作成事業というのは、西区は津波ハザードマップが完成して各戸配布されているのですけれども、そのほかはどのような

(防災課)

防災課です。ありがとうございます。

津波ハザードマップは西区のほうで実施されたものということで、我々把握しております。我々のほうで実際作成して配布していたものについては、平成30年度に総合ハザードマップということで全戸配布をさせていただいているものになるのですけれども、平成30年度配布以降、令和5年6月に新潟県から津波災害警戒区域の指定を受けたり、令和6年能登半島地震で津波からの避難行動ですとか、浸水範囲を知らないということでお困りの方が、高橋さんがお住まい西区であるかもしれませんが、それ以外の方というの、いろんな地区からご意見をいただいた中で、改めて周知をしていく必要があるよねということでご意見をいただいた中で、今回第4期計画のほうに検討ということに入れさせていただいているという形になっております。

(高橋委員)

それは新潟市全体として大きなものですか、それとも各区に分かれているものですか。

(防災課)

以前お配りしたのは中学校区単位でお配りさせていただいておりますが、実際にどういう形になるかというのは事業化されてからという形になるかと思いますが、お住まいの地区の避難計画が分かるような形で、皆様にはお伝えしたいというふうには我々としては考えております。

(唐橋委員)

ハザードマップのお話が出たので、私は西区で、確かに津波のハザードマップを最近見たおぼえがありますし、そのほかにも、液状化のときに液状化マップというものがあるのだなということもありましたし、水が出る低い場所を示したようなものもあったかなと思うのですけれども、先ほど総合ハザードマップとおっしゃいましたけど、例えば土砂災害とかそういうものをひっくるめたハザードマップというもの存在して、今回は津波だけをやると。

(防災課)

皆様にお届けするのは、新潟市は受ける災害の種類が非常に多いので、我々の構想とすると、総合ハザードマップというような形になります。この事業に紐づけているものとする、現在は津波ハザードマップという形で、今、我々のほうでは考えているところです。

(高橋委員)

西区では細かくしすぎて分からないといって大きく作った経緯であるのです。

(防災課)

逆に、別なところでは大きくしすぎて分からないというご意見もいただくので、そこは両天秤かけながら、我々もいろいろご意見いただきながら検討させていただくという形にさせていただきたいと思います。

(根岸委員)

これは、この事業の事前評価の話とずれてしまう可能性があって、全体的な話なのですが、制度として、成果目標に対して定量的評価指標というものを設定しているのですが、定量的評価シートというのは、一本でなければいけないのですか。それとも複数の総合的な観点での評価というものができるものなのか。見ていると大体一本で評価しようとしていて、それはやはり賑わいを創出するとか、ちょっと前の話になりますけれども、そういうものを見るときに、どうしても難しい。一本に絞るから、直接事業をやったか、やっていないかということそのまま表しているような指標にならざるを得ないようなところがあって、そこは複数置くことができることなのか、置いてはいけないことなのか、制度の立てつけはどのようになっているのか。こちらに質問していいのか、違うところへの質問なのか分からないのですけれども、教えていただいてもいいですか。

(住環境政策課)

複数置いてはいけないといことはないのです、複数設けてあっても大丈夫だとは思いますが。その辺の決まりというのは特にはないです。

(根岸委員)

そうすると、ここでの事前評価ということ考えたときに、ここでの議論というのはそうしたあるべき定量的な評価指標というもの、こういう観点でも必要なのではないかとということも議論してもいい場所なのではないでしょうか。

(住環境政策課)

はい。

(根岸委員)

そこだけ確認です。ありがとうございます。

(佐伯会長)

今のお話と関連して、結局、公共事業の評価というのは、予算の執行率とか、何をどれだけ造りましたみたいな評価が多いのですけれども、それもしょうがないとは思うのですけれども、もう少し質的なものとか、こういう数値を出すのなら、この数値と効果がリンクしていますよというところをお示しいただけると、聞いている我々も理解が進むと思うので、ぜひそういうところをご検討いただけるとありがたいと思います。

(住環境政策課)

ご意見、ありがとうございます。

(高橋委員)

例えばどういう方法がありますでしょうか。

(住環境政策課)

例えばなのですけれども、簡単にいいますと、市営住宅のものでいくと、例えば雨漏りとか、そういったのが出てきているので、こういったことによって、例えば修繕費がどれぐらい効果削減になったとか、そういったような指標ということでしょうか。直したとかではなくて、それに応じてやったことに対する効果というものを示したほうが分かりがいいということなのではないでしょうか。イメージ的には私はそんなイメージを受けたのですけれども。

(高橋委員)

それによって入居が増えたとかになるのでしょうか。

(住環境政策課)

長寿命化を目標に今やっている計画ですので、入居と、建物を長くもたせよう、公営法だと70年もたせましょうというところを、長寿命化を計画して、できればもう10年延ばして80年使いましょうというような形で今やっています。その辺で、どれくらいもつのか。この工事をやってどういうふうになったかということが指標として、私たちが今考えなければいけないものなのかなと受け止めたのですけれども、そういったイメージでいいものなのではないでしょうか。

(唐橋委員)

長寿命化なので、寿命が何年増えましたという数字がぼんと出てくれば、その算定も非常に難しいと思いますけれども、こういう決meを作って、修繕したらあと何年延びるんだと、やらなければここで終わるんだというものでもいいのかなと。

(住環境政策課)

ありがとうございます。

(高橋委員)

まちなみは、住民のアンケートみたいなもので。

(唐橋委員)

賑わいとか、来る人とか。

(高橋委員)

考えていただければと思います。

(まちづくり推進課)

ほかの都市ですと、例えばまちの満足度みたいなものが向上しているとか、愛着とか誇りが増したですとか、従前の数値と比較すると、もちろん交流人口も含めて、例えばまちなかのエリアの滞在率、滞留人口が全体的にトレンドとしては落ちているのですけれども、低下率が低減されているというような効果の指標というのは考えられるのかなと思っています。

(佐伯会長)

よろしいでしょうか。順調に進んでいまして、ここで1回休憩を入れたいと思います。

■議事録

②道路計画課

～安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり【事後評価】～

(佐伯会長)

それでは、再開したいと思います。道路計画課よりご説明をお願いします。

(道路計画課)

新潟市土木部道路計画課長の加治といいます。どうぞよろしくをお願いします。

説明に入る前に、当課の出席者を紹介したいと思います。

係長の樋口でございます。

(道路計画課)

よろしくお願いいたします。

(道路計画課)

もう一人、係長の遠藤です。

(道路計画課)

よろしくをお願いします。

(道路計画課)

主査の稲泉です。

(道路計画課)

よろしくをお願いします。

(道路計画課)

副主査の竹内です。

(道路計画課)

よろしくお願いいたします。

(道路計画課)

以上になります。よろしくをお願いします。

それでは、令和7年度新潟市大規模建設事業評価監視委員会の道路計画課担当事業について、お配りした資料によりご説明します。なお、正面のスクリーンにも同じ資料を映していますので、見やすいほうでご覧いただければと思います。

資料右下の番号、1ページをご覧ください。本日の説明の内容になります。社会資本整備

総合交付金について、事後評価と事前評価、次に、個別補助事業について、事前評価ということで、事業評価の対象案件は3件といった状況でございます。これを詳細にお話ししたいと思います。

一番上、一つ目になりますけれども、令和3年度から7年度まで実施している安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくりの整備計画の事後評価について、説明します。中段二つ目になりますけれども、事後評価を踏まえまして、新たに令和8年度から令和12年度の5か年を策定する、安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり（第2期）ということで、これの事前評価について、ご説明いたします。最後に、三つ目として、一般国道403号、茅野山インターチェンジから大鹿交差点の事前評価について、ご説明いたします。それぞれの説明が終わったタイミングで、質疑応答などの時間を設けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2ページ目をご覧ください。社会資本整備総合交付金についてです。3ページになりますけれども、改めて、少し説明させていただきたいと思っております。制度の概要についてなのですが、左側のほうをちょっと見ていただきますと、社会資本整備総合交付金は、平成21年度より、地方が政策目標を設定し策定する社会資本総合整備計画に基づきまして、基幹となる社会資本整備に関連する道路整備事業やソフト事業などを対象とした交付金制度です。国の要綱では、事業効果の発現状況、成果目標の達成状況などについて評価し、公表することとされています。

図の右側をご覧ください。平成25年度から交付金制度が見直されまして、次の二つの交付金に分類されております。一つ目は、最初に創設された社会資本整備総合交付金です。成長力強化や地域活性化などにつながる事業を対象としておりまして、自治体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金でございます。今回の事業評価の対象となる整備計画は、この社会資本整備総合交付金に該当します。

二つ目は、赤色のほうになりますけれども、防災安全交付金です。防災安全交付金は、老朽化対策やインフラ再構築、生活空間の安全確保などを集中的に支援する交付金です。なお、道路計画課では、社会資本整備総合交付金と防災安全交付金、それぞれで一つずつ整備計画を所管しているという状況でございます。

4ページをご覧ください。事後評価として、安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくりについて、ご説明いたします。

5ページをご覧ください。はじめに、整備計画の概要についてです。整備計画期間は令和3年から令和7年度までの5年間です。市民の安心・安全を守り、快適な暮らしを支えるため、道路網整備や防災対策、交通安全対策などを計画的に推進することを目標としています。

成果指標としましては、(1) 災害時の物資拠点から避難所までの所要時間、(2) としまして、対象事業区間のうち、歩行者や車いす利用者が円滑に利用できる道路の延長割合としています。総事業費は約 753 億円となっております。

6 ページをご覧ください。2. 交付対象事業についてです。少し細かくなってございますけれども、主にバイパス整備事業、現道拡幅事業、交通安全事業など、全部で 58 事業を対象としております。この内、令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、ピンク色で示す 11 事業が完了してございます。重複しているものもありますが、成果指標 (1) では、対象 41 事業の内、9 事業、成果指標 (2) では対象 46 事業の内、8 事業が完了しています。

7 ページをご覧ください。3. 計画の成果指標についてです。成果指標 (1) は災害時等を想定し、各事業区間周辺における物資拠点から事業区間最寄りの避難所まで、所要時間を短縮することとしています。物資拠点としては、新潟市地域防災計画において、集積、配送拠点候補施設に位置づけられた、緑色文字で表記した 13 施設を対象としております。

8 ページをご覧ください。避難所も、新潟市地域防災計画に位置づけられた小中高等学校やコミュニティセンターなど、赤色の点で、少し見づらいですけれども表記してございまして、313 施設を対象としています。

9 ページをご覧ください。定量的指標の算出式についてです。事業箇所周辺の物資拠点、避難所間の所要時間を算出します。参考として、右側の図を少しご覧いただきたいと思っておりますけれども、青色点線で示す整備前の現道と、赤色点線で示す整備後の新たな道路との比較で、移動時間の短縮が図られたかを評価します。

10 ページをご覧ください。全 58 事業に対しましてシミュレーションを行い、その所要時間の総計の結果をまとめています。青色の棒グラフに示す各路線の整備前の状況では、物資拠点から避難所までの所要時間の総和は 539 分かかる結果でした。当初の目標値としては、黒点線の棒グラフのとおり、所要時間の短縮に寄与すべく、対象事業が全て完了した整備後の状況では 523 分で、16 分の短縮でした。実績としましては 528 分で、11 分の短縮となりまして、未達成というところでございます。

当初 5 年間で完了予定だった 14 事業の内、9 事業が完了したことになります。成果指標 (1) について、目標値に達成できなかった要因としましては、用地交渉が長期化したことや、関係機関協議に時間を要し、計画どおりの事業進捗が図れなかったことが挙げられます。

11 ページをご覧ください。成果指標 (2) は、対象事業区間のうち、歩行者や車いす利用者が円滑に移動できる道路の延長割合の拡大を図ります。対象事業延長に対する幅員が 2 メートル以上の歩道が確保された道路延長の割合を算出し、拡大が図られたかを評価します。

12 ページをご覧ください。全 58 事業に対して整備後の実績調査を行い、その総計結果をま

とめています。青色の棒グラフに示す各路線の整備がされていない状況では、歩行者や車いす利用者が円滑に移動できる道路延長割合の総和は14パーセントでした。当初の目標としては、黒点線の棒線で示すとおり、道路延長割合の増加に寄与する対象事業全てが完了した整備後の状況では32パーセントで、18パーセント増加となる予定でした。実績としましては、ベージュ色の棒グラフのとおり25パーセントで、11パーセントの増加となりました。

当初5年間で完了予定だった16事業の内、8事業が完了したことになります。成果指標(2)について、目標値に達成できなかった要因は、成果指標(1)と同様に、用地交渉が長期化するなど、計画的な事業進捗を図れなかったことが挙げられます。

13 ページをご覧ください。事後評価について、内容をまとめています。設定した二つの成果指標について、最終目標の達成には至りませんでした。着実に効果は得られています。期間内に効果発現が叶わなかった事業については、この後ご説明する次期整備計画の対象事業として位置づけ、早期の事業効果発現に努めていきたいと考えております。

14 ページをご覧ください。今後の整備計画について、ご説明します。事後評価の課題や、市の総合計画におけるまちづくりの方針、社会情勢等を踏まえ、毎年国が示している交付金の重点配分方針や地震、集中豪雨などの自然災害の頻発、激甚化という自然環境の変化といったものを踏まえ、計画の考え方は、総合計画、国の重点配分方針に対して、一定の効果が得られたものと考えています。今後は、既往計画で完了できなかった事業を確実に推進し、効果発現することとし、次期整備計画についても、第2期として、既往計画と同様の目標を継続することで、着実に事業の進捗を図ります。

以上で、事後評価の説明を終わります。質問や意見などありましたらお願いします。

(佐伯会長)

ご説明、ありがとうございます。それでは、ご質問、意見がありましたらお願いいたします。

(根岸委員)

では、私から1点、質問なのですが、よろしく申し上げます。最後のご説明の中で、スライドで言うと14枚目のところになりますけれども、総合計画というのは新潟市が策定している総合計画で、もう一つ、国の重点配分方針、これに対して一定の効果が得られたということ的成果というように言っているのかちょっと分からないのですが、おっしゃられていて、国の重点配分方針というものがどういう意味を持っているのかということについて、少し漠然とした質問で大変恐縮なのですが、国の重点配分方針に従っていることが、新潟市が実施する大規模公共事業の妥当性を評価する観点となりうるのかがちょっと分からなかったもので、その関係を少し説明していただいてもよろしいでしょうか。

(道路計画課)

国の重点配分の方針というのは、例えば、最近で言いますと、少し話がそれるかもしれないですけども、埼玉県八潮市の道路陥没事故とかが起こったときに、では、下水が今、老朽化が著しいから点検をして修繕していきましょうなど、そういう社会情勢の流れがありまして、そういった今の社会資本にどういう課題があるのかといったところの、それをどうクリアしていくかといったところで、毎年、国からこういうメニューでといった方針が示されておりまして、それに我々も、予算の配分もある程度合致した流れとしなければいけないというものがありますし、それに応じて、国の方針プラス我々市の総合計画を、同じ方向性にする形で整備を進めていくという流れなので、それがこの方針の中の、今ご説明した一定の指標を設けて、この重点配分の方針と合致しているという認識のもとで、指標で評価して、それがどうだったかということをご説明して、多少、棒グラフで説明したとおり、指標が当初よりは改善されているというところがありますので、一定の効果があつたという整理になっています。

(根岸委員)

分かりました。そうすると、おそらく国に提出する資料では、正しい書きぶりなのだと思うのですが、ここでの新潟市の事業としての妥当性ということ考えたときには、国の重点配分方針を基にして新潟市が策定した総合計画を進める、あるいは、そこに対して一定の効果が得られたという理解をしたほうがよいということになる。ここは、国の政策の妥当性を議論するところとはちょっと違ってしまふとなると、これは感想ですけども、思った次第です。

あと、続けてよろしいでしょうか。この事後評価の道路の部分です。私たち、事前の現場視察をさせていただいて、西内野小学校の道路の整備の結果を拝見しました。とてもきちんと整備されていて、幅員で人が車いすでもきちんと通れるように、素晴らしく整備されておられたので、すごくしっかりとした事業が実施されたのだということが確認できました。それで、そのときに通っていて思ったのは、けっこう車がよく通る、つまり、一般によく使われる道路という意味もあるのだろうと思いました。海沿いのほうに抜けていく、あるいは、海沿いから町中のほうに入っていくという意味で、この道路はとても便利で有用なところがあるのだろうと思いました。

今回、ここでその計画の妥当性ということを考えたいときに、おそらく、補助の仕組みとして国からお金をもらいながら事業を実施していくときに、防災という枠組みの中でそれを実施するから、防災的な観点での成果指標というものを見ていかざるをえないと。ところが、この道というのは、ちょっと私は憶測で喋ってしまって申し訳ないのですが、市の経

済や人の交流とか活動ということに対して、とても重要な意味を持っているようにも感じて、そこは我々が見ることができないとか、判断や必要性みたいなものを認知することができない状態になってしまっているような気がするのです。そこで、少し思ったのは、道路というのはこうした防災という観点で、そもそも計画されていた当初から必要性が確認されていたものなのか、それとも、ある種、まちづくりや都市計画やまち全体の道路交通の整備の中でも位置づけられていたものなのか。そうであるならば、その必要性とかいうものも情報として教えていただきたいし、もし、そういったことをご存知であれば教えていただきたいということ、分かればですけども、お願いできますでしょうか。

(道路計画課)

はい、承知しました。まず、赤く実線で示した部分が今回、道路整備した部分になりますけれども、ここは都市計画道路に位置づけられていまして、都市計画道路の曾和上新町線ということで、今、青実線から青点線のところ、ここで黄色い線があり、そこで途切れていますがけれども、またさらに都市計画道路がつながっていまして、この赤い線が今の国道 116 号になるのですけれども、その国道 116 号の曾和インターよりもやや図面でいう下側の辺りで接続する都市計画道路になっていまして、海岸と中側の国道 116 号を結ぶ都市計画道路になっていまして、その一部が今回、供用したといった状況でございます。

(根岸委員)

やはり、都市計画道路としてまだ必要性があり、実際にそこをつないでいくということであるならば、そこでの経済的な効果や、あるいは社会的な交流の効果は非常に大事だと、大きいというように見込まれているということですね。

(道路計画課)

はい。

(根岸委員)

分かりました。ありがとうございます。

(高橋委員)

私も一ついいでしょうか。

今回、B のルートですよね、赤い、今言われたところは、災害があったときに通れなくなるような経路ではないかなという気もするのですが、そういう何か考えも考慮されてはいるのでしょうか。

(道路計画課)

現地をちょっと思い出すと、この西内野から上がってきまして、新川の辺りというのは、かなり勾配がございますので、津波があったとしても、西総合とこちらの両サイドの部分は

少し低いですがけれども、比較的、海岸の海水面からの高低差は、高い位置にあるのかなというふうには感じているのですけれども、実際に、津波の大きさによっては被ってしまうということもありうると思います。

(高橋委員)

一部でもそうなったらもう寸断されてしまうような気もしますけれども。

(道路計画課)

そうですね。そうなったら、この話はなかったことになってしまいますけれども。

(高橋委員)

あの道路はすごく便利のいい道路でした。あそこに通じるのは、普段使うにしてはよいと思います。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。

(唐橋委員)

ちょっとよくまとまらないのであれなのですけれども、二つの計画があって、最初のほうは、災害の拠点、13（物資拠点）あるところから 313（避難所）ですかね、そこへぱっと行く時間を短くする、確かに非常に重要なことだと思うのですが、成果の表れ方として、こう言ったら失礼なのですけれども、今の先ほどの海岸のところを視察もさせていただいて、確かに道路ができて、短縮というよりも、非常に交通量が増えて大きなトラックまで通れるようになったという、物流面で非常にいい効果があったのかなと思うのです。そこで多分、7分くらい縮まっています。あと、ほかは 313 通りあるルートが、4分しか短縮にならないということは、何かちょっと見せ方が、効果としてどうかなという感じがしなくもないかなということと、そもそも、道路計画と、先ほど根岸委員がおっしゃいましたけれども、これが目的ではないものがたくさんあると思うので、何かうまく指標を考えられたほうがいいかなという感じもします。これだけお金をかけて 11 分ということ全体を表されてしまうと、うーん、というのが一つあります。

それからもう一つ、下の二つ目の事業ですけれども、これも対象事業区間といったときに、これは現状 14 パーセントで、割り返してみると、対象区間は 47 キロぐらいになりますか。それも具体的にどこからどこなのか分からないのですが、車いすということを考えると、やはり、人がたくさんいる、使う頻度の高い道路ということが大事かなと。そうじゃないところは要らないよというわけではないのですけれども、そういうところの利便性からすると優先かなと思うのですが、そういう実態が今、これだけだと見えなくて、実際、車いすの方がどのぐらいの方が恩恵を受けているのかとか、通学路としてはどのぐらいあってとかというの

がもう少し分かると、いい事業だなというのが表れてくるかなと思うのですが、これだけだと、指標としてどうなのでしょう。少し工夫したほうがいいかなという思いがあります。

(道路計画課)

おっしゃるとおり、市内のいろいろな事業がありまして、それを少しずつ少しずつやって集計して表しているという状況ですので、どこでどうなっているのかというのは、それこそ先ほどの細かい図面で見ないとはっきり分からないというのは、確かにございます。例えば、車いすを利用される、人がたくさんいる中心市街地が中心かということ、そういうことでもないといいますか、やはり都心部であれば、用地買収を伴うことになりますから、用地提供していただくというのはなかなか難しい部分もありまして、用地を提供できるような環境の道路について、歩道を整備しているというのが現状になりますので、おっしゃることはよく分かりました。ありがとうございます。

(唐橋委員)

事業に効果がないということは全然言っていませんけれども、アナウンスの手法として、何かもっといいものがあるといいなと思います。

(道路計画課)

ありがとうございます。

(佐伯会長)

では、大体時間になりましたので、次のご説明をお願いします。

～安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり（第2期）【事前評価】～

（道路計画課）

それでは、続きまして、15 ページになります。事前評価として先ほど説明した事後評価の第2期計画となる、安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり（第2期）の説明を行います。

16 ページをご覧ください。1. 整備計画の概要について説明します。計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間です。整備計画の目標や成果指標は、現計画と同等の内容を継続しており、記載のとおりです。総事業費は約439億円です。

17 ページをご覧ください。2. 交付対象事業について、説明します。先ほど事後評価で説明させていただいた、整備が完了した事業や交付金事業から補助事業へ移行した事業を除く、計34事業になります。

18 ページをご覧ください。国の重点配分方針や市の総合計画におけるまちづくりの方針の変更に伴いまして、表現が若干変更となっております。成果指標（1）は交流・物流機能及び災害時・緊急時における拠点間ネットワーク機能の強化等を狙いとしまして、主要拠点・主要路線間の所要時間短縮を図ります。計画期間内の5年間で完了予定の6事業のみで考えた場合は所要時間の合計は334分となり、約3分の所要時間短縮効果が見込まれます。参考となりますけれども、29事業が完了しますと、31分の所要時間短縮効果があります。

19 ページをご覧ください。続いて、二つ目の成果指標の設定について説明します。事後評価で説明させていただいた整備計画と同様に、対象事業区間の内、歩行者や車いす利用者が円滑に移動できる道路の延長割合の拡大を図ります。計画期間内の5年間で完了予定の6事業のみで考えた場合、円滑に移動できる道路の延長割合の合計は19パーセントとなり、約8パーセント、延長にしまして約3キロの拡大効果が得られます。参考となりますけれども、全32事業が完了しますと100パーセントとなりまして、歩道の整備延長としては29キロ増加するといったところでございます。

20 ページをご覧ください。この事前評価について、これまで説明した内容をまとめています。主に防災面に着目した一つ目の主要拠点・主要路線間のアクセス性、安全面に着色した二つ目の歩行者や車いす利用者が円滑に移動できる道路の延長割合を成果指標として、最終目標を達成できるよう、各事業の推進を図っていきたく思います。以上、安心・安全を守り快適な暮らしを支えるみちづくり（第2期）の事前評価の説明を終わります。質疑や意見がありましたら、お願いします。

（佐伯会長）

ご説明ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

(根岸委員)

すみません、1点だけ。この仕組みについての質問になり、もしかするとこの事業を対象とした質問と言えなくなってしまうかもしれないのですけれども、この評価をするときの枠については、おそらく、これは国の予算によって提供されている補助事業の、つまり、社会資本総合整備事業の枠に合わせて設定されているということですが、この大規模建設事業評価制度の中で検討する際に、そうした枠に基づいて議論しなければいけないのか、それとも、いや、そうではなく、例えば、新潟市の道路整備という大きな枠の中で説明し、審議していくこともできるのか。どういう枠づけで議論しなければいけないのかということについて、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(道路計画課)

簡単に申し上げますと、やはり、国の枠組みに引っ張られるといたしますか、そちらに重きがいくのが現状でございますけれども、そうは言いながらも、市の総合計画でうたっている道路のネットワークをつなぐ、歩行者の安全を確保するという部分は、当然、市の総合計画にも合致する部分です。

総合計画というのは、いろいろな意味で、いろいろな捉え方もできる書き方をしていますので、大きく見れば、今の防災の話もそうですし、拠点間の距離の時間短縮であるとか歩行者の安全な距離が伸びるといのは、ひいては本市のまちづくり等々に寄与しているといった整理にはなると思います。

(根岸委員)

今回の説明資料、こういった提供されている情報というのは、おそらく、こうした国からの補助に対してどれくらい妥当性を満たしているかとか、その枠の中に満たして事業効果があるかということの説明されていると思いますし、そういったものを作ったうえで、それが大臣への報告という形で資料として提供されていくという、その事前の評価ということであれば仕方ない部分はあると思うのですけれども、一方で、住民への説明責任を果たすということも重要なこの会議の役割だとすると、そこの防災や安心・安全が意味ないとか、3分というのが大きくないとか、そういうことを全く言いたいわけではないのですけれども、やはり、その効果、付随する効果、それが市民の税金を使って行う事業としての妥当性を満たす効果なのだということが分かるような書きぶりというか情報提供というものを行っていただくと、我々はそこも勘案しながら、その妥当性というものが評価しやすくなると思いますので、今後の書きぶりであったりとか資料の中でそうしたことを少し検討していただけるとありがたいなというように思いました。

(道路計画課)

ありがとうございます。

(高橋委員)

少しお聞きしたいのですが、これを市民に公表する場合、現場の写真とか、コミュニティの話とかというものは載せたりできるものですか。

(道路計画課)

全ての工事の現場の写真をとということではないのですけれども、メインの幹線道路といわれる、生活道路ではない幹線道路の事業につきましては、我々、道路計画課のホームページや、実際に事業をする東西土木事務所のところで、事業の実際の現場の写真などは逐次更新しているので、見られるようにはなっております。

(高橋委員)

市民の評価がされるということで、納得できるかどうかはそれを見てということでしょうか。

(道路計画課)

今回の事業評価の観点では、事業評価委員会の、新潟市ホームページ上にそのページがありまして、そこでは個別の具体的な工事に係る着手前と整備後の写真であったりというものの掲載は、今のところはないです。それは今、課長がおっしゃったとおり、主要な建設事業については、道路計画課のホームページを所管している中で、今回の曾和上新町線であったりとか、そういったメインとなる事業については、写真を掲載して広報を図っているということです。

(高橋委員)

その案内があるわけですね。ありがとうございました。

(道路計画課)

すみません、先ほど根岸委員からご質問いただきました、枠組みの話ですけれども、基本的には、国の社会資本整備総合交付金の中の大きい枠組みの中で、自治体というのは動いております、ただ、実施の計画をするというのは、新潟市の総合計画、上位計画に基づいてやっていくのが、まず、大前提になります。当然、国の枠組みをはみ出した計画ではございませんので、道路だけ見ますと、国の枠組みの中に、総合計画 2030 がしっかり道路として位置づけられていますので、基本的には総合計画に向けてやっていきますけれども、当然、国の計画ともリンクしながら並行してやっております。

それで、社会資本整備総合交付金というのが、名前のとおり、社会の基盤の整備になりますので、道路から災害からまちづくり、橋梁、下水まで、いろいろな整備を計画できるもの

になっておりますので、今、指標が定量的にちょっとお示しできるように、道路の指標をなかなか定量的に出すのは難しいところもございまして、そういう観点から今、二つの指標を出させていただきました。概ねはどちらかというバイパス系で、物流とか一般の交通がどのように使いやすいかというところを指標に立てていますので、現地に行っていただいたところが、道路を造ってバイパスといいますか、交通の流れを円滑にするというところの現場を見ていただきました。ただ、他方で、課長から説明させていただいたとおり、都市計画道路というのも、バイパスとは別にまちづくりと併せて造っていく都市計画道路もございまして、こういうところの指標というのが多分、こういう部分とあまりリンクしていないところもございまして。その指標をどうやって出すかというのは、やはり、苦慮しているのですけれども、近年ですと、ETC2.0を使って、ビッグデータはかなり収集できるようになりましたので、国から提示していただきながら、今ご説明させていただいた次期計画には、少しまだ継続の計画もありますので、すぐ反映することはできなかったのですけれども、内部でも、やはり、その部分は少し議論していますので、今後、市民の皆様とか委員の皆様に分かりやすくお示しできるように、少しその指標の部分というのは検討していきたいと思っています。

(根岸委員)

ありがとうございます。承知いたしました。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。

では、すみません、私から。成果の指標で、災害時の物資の拠点から避難所までというのを、国の方針で少し変えましたというお話があったのですが、以前の評価指標で評価するとどうなるかみたいな試算はされているのですか。

(道路計画課)

していません。方針が変わったら、もうそれはそれとして、新しい指標に合わせています。

(佐伯会長)

国に上げる分には、変わった方針で上げればいいと思いますけれども、従来からの事業の継続という面もあるので、何かそういう視点でも少し見てもいいのかなど。試算するのはけっこう大変なのですけれども。

(道路計画課)

完了した本数だけで言えば、それほどでもないかなとは思いますが。

(佐伯会長)

やはり、道路は一つの目的ではなくて、いろいろな多面的な効果があると思うので、そういうものをいろいろ評価されるといいのかなというのは、少し思いました。

あと、先ほどからいろいろ出ていますけれども、新潟市の総合計画とかいろいろなもの、要するに、上位の計画との絡みもあって、やはり、いろいろ整備すると、新潟市がどうなっていくのだというようなところの視点というのでしょうか、もっとどんどんよくなっていくよというような、なかなか数字で表すのは難しいかもしれませんが、何かそういったところを見せていただくと、非常にいいのかなと思った次第です。

(道路計画課)

渋滞しているところが、バイパスを整備することによって、旅行速度というか、平均 20 キロぐらいだったのが 40 キロになるとか、そういった分かりやすい指標などは、確かに必要だと思います。

(佐伯会長)

やはり、この 3 分も大事ですけれども、どんどん積み重ねていくとどんどんよくなっていきますよ、みたいなどころがあると、分かりがいいのかなと。

(道路計画課)

ありがとうございました。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。

特によろしいですか。では、少し時間もありますけれども、次に進めたいと思います。では、次の説明をよろしく申し上げます。

～国道 403 号道路整備事業【事前評価】～

(道路計画課)

それでは、21 ページになります。最後に、個別補助事業となる一般国道 403 号茅野山インターチェンジから大鹿交差点の事前評価について、説明します。

22 ページをご覧ください。事業区間の位置づけについてです。本市では、多核連携型の都市構造を構築するための幹線道路のネットワークは、ピンク色で示してございます矢印 3 本の地域拠点連携軸と、黄色の矢印、5 本の都心アクセス軸から構成されています。この内、本事業区間である一般国道 403 号は、都心部から江南区や秋葉区を結ぶ都心アクセス軸として、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を担っております。

23 ページをご覧ください。放射環状型道路ネットワークの現状についてです。一つは、都心部を中心とし、放射状に広がる黄色矢印の 5 本の国道軸と、これらの軸を環状でつなぐピンク色矢印の 3 本の内、真ん中の中央環状道路の整備状況を示してございます。図の中で、青色二重線については 4 車線以上で整備されている道路、1 本線につきましては、4 車線未満で整備されている道路となります。また、図の青点線は、事業中の区間、薄い灰色の破線については、今後、道路整備を計画している区間となっております。黄色矢印の放射状の道路は、都心部と各区を結ぶ基幹道路として交通が集中し、都心部付近では 4 車線以上が確保されています。一方で、郊外部においては 2 車線区間が多く、車線数が切り替わる区間では、交通渋滞やそれに伴う事故などが発生しており、道路拡幅や交差点改良などが順次進められています。

また、放射状の道路を環状でつなぐ新潟中央環状道路については、図面中ほどの青点線で示す国道 49 号から国道 8 号までの約 12 キロ区間が整備中でございまして、国道 403 号と接続することで道路ネットワークが強化されます。本事業区間は、都市計画決定以降の沿線市街地の発展や小須戸・田上バイパスの全線開通などにより、多くの交通が集中し、朝夕を中心に慢性的な渋滞が発生していることに加え、今後、新潟中央環状道路が接続することでさらなる交通量の増加が見込まれます。このことから本事業区間を 4 車線に拡幅整備し、都心アクセス軸としての機能を強化することで、交通渋滞の緩和を図り、物流、交流連携の強化や災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。

24 ページをご覧ください。次に当該区間の現状と課題について説明します。当該区間全体では、黒色で示しました道路整備区間約 7.4 キロメートルの 4 車線化を予定しており、そのうち、赤色で示した本事業区間約 6.2 キロについて、個別補助事業として整備を予定してお

ります。当該区間は、前述のとおり多くの交通が集中し、新潟中央環状道路の接続により、1日当たり約1万台の交通量の増加が見込まれ、さらなる渋滞の発生が懸念されます。左の図に示すとおり、1級河川の小阿賀野川に架かる小阿賀野橋から国道460号に接続する大鹿交差点までの区間は暫定2車線で供用しており、これ以外の区間は暫定3車線で供用している状況でございます。本事業区間全体は1日約2万3,000台から2万6,000台と多くの車両が通行しておりまして、右上の写真1のように交通渋滞が慢性化していることが分かります。

25 ページをご覧ください。(1) 一般国道403号道路整備事業の概要について説明します。国道403号は昭和59年に都市計画道路として、当時の道路管理者である新潟県が江南区茅野山から秋葉区矢代田約12.8キロの区間を都市計画決定しました。また、平成8年には、小須戸・田上バイパスの事業化とあわせ、旧小須戸町と田上町の行政界まで延伸し、変更決定されています。都市計画決定の範囲は、右上断面図の赤線のとおり、完成4車線の幅24メートルで決定されており、新潟県管理の際に24メートルの幅を道路用地として買収されました。現在は、右下の写真のとおり、4車線の完成形を見据え、すでに道路用地は確保されているものの、当時の交通量や接続される都市計画道路沿線の土地利用の状況などを踏まえ、暫定2車線または3車線で供用しています。写真、青色で示した幅がすでに用地が確保され、今後道路確保を計画している区域となります。現在整備中の新潟中央環状道路と接続する国道403号の4車線化を同時に進めることで、交通負荷を軽減し円滑な交通を確保します。起点は江南区茅野山、終点は秋葉区大鹿交差点であり、本事業区間の延長は6.2キロになります。

26 ページをご覧ください。同様に、道路整備の事業の概要についてでございますけれども、右側の列の中央に記載してございます全体事業費につきましては約240億円、その下、計画交通量につきましては1日当たり2万6,900台、事業期間は令和8年からを予定しております。

27 ページをご覧ください。次に、事業の必要性(1)としまして、対策と整備効果について説明します。一般国道403号の4車線化により、都心と江南区、秋葉区を結ぶ本事業区間の渋滞が緩和され、市民生活の利便性向上はもとより、工業団地や高速道路等へのアクセス性向上による物流機能の強化が図られます。右側の表をご覧ください。道路の技術基準に定めた道路構造令というものがございまして、本事業区間は地方部の一般国道という位置づけで、平地部で交通量が2万台以上になりまして、第3種1級の区分になって、必要な車線数は4車線以上ということになります。

28 ページをご覧ください。次に、事業の必要性(2)としまして、令和8年度事業化の必要性について説明します。工業団地に立地する企業を対象としたアンケート調査結果から、

重要物流道路のような安定した物流ネットワークが構築されていることが、新たに企業が工業団地へ進出する条件の一つであるということが確認できました。また、企業が期待する国道 403 号の整備効果として、4 車線化に伴う渋滞の解消により、安定した物流環境を確保することが望まれています。また、自動車からの二酸化炭素排出量は、その走行速度によっても影響されるため、主要渋滞箇所などにおける渋滞を解消することで、二酸化炭素排出量の削減も期待されます。道路ネットワークの観点では、新潟中央環状道路との接続や、第 1 次緊急輸送道路である高速の磐越自動車道、一般国道 49 号などと一体で物流機能、災害に強い道路ネットワークの強化を図ります。

さらには、物流関連企業は新潟中央環状道路を利用して新潟港から材料や製品の輸出入を行っており、新潟県は新潟港港湾計画において、新潟港の利用促進のため、令和 15 年末までに現在のコンテナ取り扱い量を 1.5 倍とする計画としています。令和 20 年ごろまで、周辺工業団地の国際海上コンテナの利用が伸びる見込みであり、新潟中央環状道路や国道 403 号の交通量が増加することが見込まれます。よって新潟中央環状道路と国道 403 号の重要物流ネットワークを構築するよう、令和 8 年度から個別補助事業として事業化し、周辺の工業団地と新潟東港、西港を含めた各物流拠点同士の安定的な物流環境の確保と、国内外への輸送の速達性向上を図ることが必要です。

29 ページをご覧ください。重要物流道路補助制度の概要について説明します。この制度は平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定してございます。機能強化、道路を整備することを目的に平成 30 年 3 月に創設された個別補助制度です。道路管理者が道路構造令等の観点から支障がないと認め、指定した区間に限定しまして、道路を通行する車両の制限を引き上げることににより、一定の要件を満たす海上輸送コンテナ車 40 フィート背高の特殊車両が許可不要で通行できるようになります。採択の基準としてしましては、国際海上コンテナ車 40 フィート背高の走行が多く、構造的に支障のない区間であることとなっており、高さ 4.1 メートル以上の通行区間を確保することが必要であり、本事業区間は採択基準を満足しております。

30 ページをご覧ください。費用便益分析の結果についてご説明します。事業採択の前提条件として、便益が費用を上回っていること、事業実施環境が整っていることの二つが挙げられます。便益が費用を上回っていることについて、当該事業の費用便益分析を行った結果、現在の価値に換算した総費用は 144 億円、総便益は 165 億円であることから、費用便益比、 B/C につきましては 1.1 となりまして、便益が費用を上回っております。また、事業実施環境が整っていることについて、都市計画決定の手続きは、平成 8 年 4 月に完了しております。

す。自治会町内会の上位組織である地域コミュニティ協議会、商工会議所、土地改良区などから早期整備の要望を受けているため、事業実施環境についても整っています。

最後に、31 ページをご覧ください。今後予定されている進め方について説明します。令和8年度から重要物流道路補助事業として、地質調査や軟弱地盤解析などの各種検討を進めます。令和9年度では環境影響評価を実施し、並行して道路詳細設計や橋梁設計などを行います。また、本事業区間には埋蔵文化財があるため、文化財保護法に基づく遺跡調査を実施する予定です。これら必要な調査設計が完了した後、工事に着手するといった流れでございます。

以上で一般国道 403 号の説明を終わります。質疑、意見等がございましたらお願いします。

(佐伯会長)

ご説明ありがとうございました。ご質問、ご意見をお願いします。

(根岸委員)

まず、確認なのですが、この事業、こちらのスライドの説明資料では、令和8年度からということで、期間みたいなもの設定が示されていないのですが、一方で、評価書では8年度から25年度と表示されておまして、我々のこの会議では、この期間で行われるということよろしいのでしょうか。

(道路計画課)

そうですね。その期間の中で、5年経ったらまた、本当にこの事業を実施していいのかどうかという再評価をして、事業実施となればまたという、長期的な視点に立ちますので、そういった段階を踏みながら整備を進めていく流れになるかと思います。

(根岸委員)

基本的には25年度までの期間を設定して、この事業を行われると。

(道路計画課)

はい。

(根岸委員)

もう一つ確認させていただきたいのですが、そのときの事業費として、こちらの資料では240億円が事業費として計上されておまして、一方で、スライドの30ページだと、費用便益分析のところでの総費用になるので、その意味の取り方は少し注意しなければいけないかもしれませんが、144億円という表示になっております。この約240億円という総事業費と約144億円というところの関係というか、ずれというか、そこについてはどのように理解したらよろしいのかということについて、教えてください。補助事業ということなので、事業全体が240で、市からの支出が144なのか。そうすると、B/Cのところ为难しくなる

ので。関係を教えてください。

(道路計画課)

240 億円というのは、それこそ用地ですとか、工事費ですとか、諸々の事業にかかわる全体の費用といった状況でございまして、144 億円といった部分につきましては、基準の年次における現在価値として換算し直すといえますか、それが総費用ということになります。

(道路計画課)

費用便益分析の手法としては、今ほど課長が説明しましたとおり、基準年、今でいうと令和7年ですけれども、令和7年を基準年としまして、将来的に例えば令和二十何年とかいったときに、その費用というのがどう変動していくかということで、社会的割引率をかけます。通常ですと4パーセントであったりとか、道路事業においてかけるのですけれども、そうすると、今例えば100万円、令和7年の価値で100万円のものが、令和二十何年のときに、100万円ではなくて60万円～70万円とか、そういった形で変動するものですので、割引率をかけて計算したものが総費用になりまして、総事業費と総費用のずれというのは、社会的割引率をかけて計算するという事業評価指標ですので、そこでずれがどうしても出てきます。

(根岸委員)

確認ですけれども、総費用、総便益の話だと、将来にわたって何年間を見込んでいるのか、50年なのか、60年間なのか分からないのですけれども、そういった便益を現在価値化しているということでは分かるのですけれども、費用も将来にわたっての費用を現在価値化して、144億円に設定されているということですか。

(道路計画課)

そうです。

(根岸委員)

ここには土地取得費用も入っているということですね。

(道路計画課)

費用として見ますのは主に3項目でして、事業費、道路の維持管理に要する費用、もう一つは道路構造物の更新に要する費用。更新に要する費用は今回はかからないのですけれども、主にその3項目で国の事業評価の手法としては、費用を現在価値を算定し直して計算することになっています。

(根岸委員)

そうすると、用地の取得費は除いたかかる工事費、事業費ということなのでしょうか。

(道路計画課)

用地費に関しては含まれて計算されています。

(道路計画課)

総事業費には含まれていますが、総費用については入っていません。

(根岸委員)

総事業費には入っているけれども、費用便益分析の中の総費用には入っていないということではよろしいですか。

(道路計画課)

そうですね。

(根岸委員)

分かりました。その確認だけまずさせていただきました。ありがとうございます。

(唐橋委員)

この道路はすごく渋滞しているので、4車線になると非常にいいなと思いますし、前にいただいた資料では、新潟西道路ですとか、大通りのところも確かにすごく混むところなので、早く4車線になればいいなと思っていますし、やはり経済効果も大きいのではないかと思います。少し細かい話なのですが、茅野山の交差点のところというのはどのように接続されますか。

(道路計画課)

現状でお話しますと、国道49号は横雲橋、阿賀野市のほうから来ますと、現状では横越のあたりのところは平面交差をしているところがございますけれども、それが将来的にはすべて立体で、信号なしの形で紫竹山インターまでノンストップでいくような、最終的にはそういう形状なりますから、茅野山インターのところも、今、体育館のところには信号機がありますけれども、あそこら辺もすべて立体交差のような形になりまして、今回の国道403号との接続についても4車線ですけれども、計画はこれからになりますけれども、最終的には、片側2車線で国道49号につながる時は、やはり今の現状と同じく1車線にまず絞って、国道49号のほうの2車線に入ってくる形、現状と同じような感じにはなると思います。逆に、紫竹山インターから国道403号のほうについては、それこそ構造にもよりますけれども、2車線つながったまま国道403号につながる可能性もございます。

(唐橋委員)

今ですと、亀田のほうに行くところに信号があるので、あそこで詰まってしまうと、後ろがずっと並んでしまうので、確かにそこが信号なしでいけると、ある程度は解消になるかなと思うのですが、当面は多分、混む場所が手前になるのか、入口になるのかということになりそうだなと。

(道路計画課)

やはり整備されれば、その部分は進むようになるのですけれども、整備されていない区間のところでやはり詰まってしまうっていうところは現状としてはあります。そこら辺は、今回整備するエリアは大鹿交差点から古田交差点までなのですけれども、そこから先の交通量というのは、現在の2万6000台ぐらいよりはだいぶ、一万何千台ということで減ってはきているので、そこら辺でうまく折り合いがつかないかなとは思っています。

(根岸委員)

令和25年ということで期間を設定されているということなのですから、用地買収とか取得でけっこう時間がかかって、期間がなかなか思うようにならないということもよく聞くのですけれども、用地の取得に関しての進捗と25年度までの計画というのはある程度順調に進んでいると理解してよろしいのでしょうか。

(道路計画課)

先ほど少し説明の中でお話しましたが、新潟県がもともと管理してまして、政令市になって新潟市が移譲を受けて管理している状況でして、新潟県が整備をするときに4車線分の24メートル分の用地買収は完了している状況です。ですので、これから先、用地買収をするというのはあまり考えていなくて、どこかの接続する交差点部でわずかに足りないから用地買収する可能性はありますけれども、基本的には用地買収を完了しているという認識ですので、用地買収の交渉で時間を取られるという従来の部分は、この事業についてはあまりないかなと。あとは、年度ごとの予算編成でお金を投入できれば、令和25年の完成は可能かなと思いますし、物価変動などで、結局、高くなれば進捗率も狭まってしまう。そこら辺の塩梅もあり、これからもずっと続くようであるとまた少し延びてしまうかなという懸念はありますけれども、今の段階では、予定どおり進むのではないかなという予想です。

(根岸委員)

今のお話と先ほどの質問等に関わっての確認になりますが、この240億円というのは、用地取得費も入ってるが、それはそこまで大きなものではなく、交差点等のわずかなというか付随する事業に必要な用地を取得するためのもの。もともとの用地は新潟市として県から譲り受けた資産を使って行うものという整理でよろしいですか。

(道路計画課)

240億円の中には用地費は含まれておりません。今説明させていただいた通り、既に取得済みになっていますのであくまでも工事費、プラスアルファの工事設計になっております。

(根岸委員)

承知しました。

(道路計画課)

それと補足ですけれども、先ほどの費用の中で用地も入っていると回答させていただきましたが、すみません、ここは確認させていただいて、正確に回答させていただければと思います。認識では、入っているのかなと思ってまして、後ほど、事務局を通じて回答させていただきます。

⇒ (令和7年12月3日 事務局を通じて回答)

一般には、費用便益分析における総費用に「用地費は含まれる」が、今回の一般国道403号については、事業化前に道路拡幅用地を取得済であるため、総費用に「用地費は含んでいない」。

(根岸委員)

今までは国の補助事業だったので、それを事前評価するときに、成果指標が妥当かどうかを中心に議論してきたと思うのですけれども、こっこの個別事業になると、B/Cを見ながら、議論するという事になって、そうすると算定の根拠とされるような、例えば事業費や便益の算定根拠も併せて見せていただくとありがたいなと思います。1.1という数字をどう見ればいいのか。もちろん1を超えてればゴーということなのだと思うのですけれども、今後、物価とか、資材の高騰というのが見込まれると。社会的な割引率を4パーセントに設定してるから、しっかり見てはいるとは思いますが、とはいえ、資材高騰、費用高騰ということを考えたときに、必要な財源をうまく確保しつつ進めていただくと良いと思った次第です。感想めいた話になって恐縮ですけれども、私からは以上です。

(佐伯会長)

根岸先生の話と関連するのですけれども、例えば30ページだと、感度分析とかされていますよね。その前提で、プラスマイナスいくつ変動して、それでB/Cがいくつになるのかというところなどは書いていただかないと、やはり分かりにくいかなという気がしました。それとB/Cは、道路は小さいのですよね。砂防とか河川改修とかという、すごく大きくてということで、たまたま私はそういうことを聞いたことがあって知っているのですけれども、こういう場面でB/Cとか、簡単な説明があると、あまりこういった委員会の経験のない委員の方などもいらっしゃると思うので、これはこういうものですよという説明があってもいいのかなと思いました。

(道路計画課)

ありがとうございます。確かに我々はある程度分かっていて説明している部分もありますので、費用便益についてはもう少しみ砕いた説明に今後努めたいと思います。

(高橋委員)

その辺はよろしくをお願いします。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。だいたいよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。事業の所管課におかれましては各委員の意見を踏まえて、今後の対応をご検討いただければと思います。

③みどりの政策課

～緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくり【事後評価】～

(佐伯会長)

それでは議事に入ります。進め方ですが、先週の会議と同様、事業担当課から各事業の概要や評価案の内容についてご説明いただいた後、委員の皆様からご意見、ご質問を頂きたいと思えます。

それでは、みどりの政策課より説明をお願いします。

(みどりの政策課)

みどりの政策課長の羽賀と申します。よろしくお願いします。

始まる前にちょっとお時間をいただきまして、私どもスタッフの紹介をさせていただきたいと思えます。

一番左が課長補佐の吉田でございます。

(みどりの政策課)

吉田です。よろしくお願いいたします。

(みどりの政策課)

隣が係長の近藤でございます。

(みどりの政策課)

近藤です。よろしくお願いします。

(みどりの政策課)

こちらが担当の工藤でございます。

(みどりの政策課)

よろしくお願いします。

(みどりの政策課)

初めに本日、本市から説明資料をメールで事前送信させていただきましたが、本日配付しました資料は、そのときの資料から修正や追加したスライドがございますので、ご了承いただきたいと思えます。それでは、お手元の資料と同じものを表示しますので、スクリーンをご覧ください。

はじめに本日の流れについて説明します。最初に本市の公園緑地行政の取組みについて説明した後に、社会資本総合整備計画について、計画ごとに事後評価、事前評価の順に説明を行います。なお、公園関係では三つの計画があります。はじめの一つ目の計画、緑豊かで魅

力にあふれる都市公園づくりを事後評価、事前評価の順に説明いたします。二つ目の計画、安全・安心な都市公園づくりと三つ目の計画、安全・安心な都市公園づくり(重点)については、成果目標や事業などで共通する部分が多いため、まとめて事後評価、事前評価の順に説明いたします。よろしくお願いいたします。

最初に本市における公園緑地行政の取組みについて説明します。4ページをご覧ください。本市では、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策を定める新潟市みどりの基本計画を平成21年度に策定しました。基本理念としまして、「次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑」を掲げ、四つの目指すべきみどりの将来像を定めています。5ページをご覧ください。さらには六つの基本方針と12の方策を掲げ、これらに沿って各事業を展開しています。そのような中、本市では、公園緑地整備に関する事業の実施に当たり、国の社会資本整備総合交付金を活用しており、本日は、その計画の事後評価、事前評価についてご意見を頂くこととなります。

それでは、一つ目の計画であります。緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくりの事後評価についてご説明いたします。7ページをご覧ください。はじめに計画の概要です。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となります。計画の目標として、二つ設定しております。一つ目は、新潟市みどりの基本計画に基づき、多様な市民ニーズに対応した公園施設整備を実施し、公園利用の促進を図る。二つ目は、新潟市立地適正化計画に基づき、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化への対応として、機能再編等により、魅力ある都市公園の創出を行う。事業数は、基幹事業が3事業で事業費が22億6,000万円となります。次に、事業の内訳を説明いたします。基幹事業は上から、都市公園事業として赤塚公園の整備、新潟市都市公園ストック再編事業としまして、都市公園の機能の再編、都市公園事業(都市緑地)としてやすらぎ堤緑地の整備の3事業となります。

9ページは位置図でございます。3事業の位置を示したのものであります。なお、都市公園ストック再編事業は、地域全体を対象とする事業として位置づけております。10ページをご覧ください。次に各事業の概要について説明いたします。

最初に都市公園事業の赤塚公園です。この赤塚公園の名称についてですが、現在はきらら西公園という名称であります。計画当初の事業認可時の名称が赤塚公園であり、本計画上の事業名においても赤塚公園の名称を使用しているため、本日の説明におきましても、赤塚公園で統一させていただきます。

赤塚公園は、西区木山地内の埋立処分場跡地を活用しまして、「森と花にふれあえるホスピタリティあふれる総合公園」をコンセプトに、全体面積約23ヘクタールの公園整備を行っています。

平成 29 年 4 月に一部供用開始し、さらに順次整備を進めてきており、今年度末時点で約 12.4 ヘクタールを供用する予定です。主な遊具としましては、大型複合遊具やモノレールなど複数の遊具を設置しております。

11 ページとなります。次に、新潟市都市公園ストック再編事業です。人口減少や超高齢社会による社会情勢の変化などへの対応としまして、既存の公園を使いやすい公園となるように役割を見直しつつ、地域福祉や子育て支援に寄与する魅力ある都市公園を創出する事業でございます。

12 ページです。最後に都市公園の都市緑地事業でありますやすらぎ堤緑地です。中央区新光町地内におきまして、自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上に資する緑地を整備するため、堤防の上に緑地を整備するものです。計画の全体面積は約 14 ヘクタールで、今年度末には 83 パーセントに当たる約 11.6 ヘクタールを供用する予定です。堤防上にゴムチップ舗装の自転車・歩行者用通路や東屋など休憩施設を設置し、市民の憩いの場として整備を進めています。

13 ページでございます。次に、これまでの事業を実施したことによる成果目標とその達成状況を説明いたします。本計画では、二つの成果目標を設定しています。一つ目は本市が管理する都市公園の市民 1 人当たりの面積について、令和 3 年度当初の 9.1 平米から計画期間である令和 7 年度末までに 9.2 平米に増加させるというものです。こちらにつきましては、令和 7 年度見込みの実績が 9.1 平米となり、達成に至りませんでした。

14 ページをご覧ください。この実績につきましてご説明いたします。左のグラフですが、棒グラフが公園面積を示し、青が計画値、赤が実績値です。折れ線グラフにつきましては、1 人当たりの公園面積を示し、紫が計画値、緑が実績値でございます。公園面積は令和 3 年度当初の 712 万 2,835 平米から令和 7 年度末までに 723 万 7,835 平米とする計画でしたが、実際は赤で表示しました 717 万 413 平米となり、5 年間で 11 万 5,000 平米の増加を見込んでいたところ、4 万 7,578 平米の増加にとどまりました。内訳は右の表のとおりですが、赤塚公園とやすらぎ堤緑地につきましては、予算の都合により事業の進捗が計画よりも遅れたことなどから、最終目標値に届きませんでした。

なお、この指標は小数点第 1 位までの表示としているため、当初の 9.1 平米から実績 9.1 平米で変化がありませんが、ご参考までに左のグラフの下ですが、小数点第 2 位までの数値では、当初の 9.06 平米から実績 9.12 平米と微増しております。また、この数値は、指標設定時の令和 2 年 8 月時点の住民基本台帳による人口 78 万 5,981 人で割り返して算出していますが、仮に令和 7 年 9 月時点の住民基本台帳による人口で割ると 9.48 平米となります。

15 ページでございます。二つ目の成果目標は地域ニーズに対応した施設の適正化及び機能

再編を行う都市公園の整備率を令和3年度当初のゼロパーセントから令和7年度末までに100パーセントに増加させるというもので、当初想定4公園すべてについて整備を完了することを目標としたものです。これにつきましては、4公園のうち、整備完了は2公園となり、実績値50パーセントで目標には達しませんでした。

16 ページとなります。具体的には当初公園の4公園のうち、いずれも中央区の下川原公園と湊みどり広場の2公園の整備が完了しております。東区の新栗の木緑地につきましては、現在整備中で、令和8年度に完成予定でございます。また中央区の弁天公園につきましては、地元と調整しました結果、整備を実施しないということに決められて未整備となっております。

17 ページをご覧ください。それでは、整備を完了した公園について説明いたします。はじめに、中央区関屋下川原町の下川原公園です。この公園は、昭和52年に整備されましたが、その後、施設の老朽化や樹木の繁茂により、周りから公園の中を視認することができず、安全性や維持管理の面で課題が生じていました。そこで、樹木を減らし、防犯性を向上させるほか、東屋や園路など、地域ニーズを踏まえた整備を実施したものです。

18 ページをご覧ください。次に、中央区古町通13番町の湊みどり広場でございます。元々この地域には、日和山住宅という市営住宅があり、その敷地内に日和山公園がありましたが、日和山住宅が令和2年に老朽化したため、湊小学校の跡地に移転することに伴い、日和山公園を廃止し、同じく湊小学校跡地に新たに湊みどり広場を整備したものです。整備に当たっては、地域の要望をもとに子どもが走り回れる広場、コミュニティ活動広場を兼ねた広場整備を実施しました。

19 ページをご覧ください。次に10月に委員の皆様にご確認いただきました、新栗の木緑地でございます。こちらの施設の老朽化や樹木の密集等により安全性などの面で課題があったため、周辺地域の皆様のご意見を反映した構想をもとに、みんなが憩える明るい緑地を目指して整備を進めておりますが、今年度中に完了できず、令和8年度の完了を予定しております。実施事業と成果目標の達成状況については以下のとおりとなります。

20 ページをご覧ください。事後評価のまとめとなりますが、事業実施による事業効果の発現状況と今後の方針です。はじめに事業の効果ですが、この5か年につきまして、二つの目標値は未達成であったものの、都市公園面積を徐々にではありますが、増加させたこと。地域ニーズに対応した機能再編を2公園で実施したことから、魅力ある公園づくりを行うことができたと考えています。

次に今後の方針です。まず、赤塚公園はその広さを生かし、防災面で機能強化を図るため、この後説明いたします、安全・安心な都市公園づくり(重点)の計画に移行した上で、早期完

成を目指して引き続き整備を進めます。

次に、ストック再編事業は現在整備中の新栗の木緑地の早期完成を目指すとともに、新たな公園整備を進めていきます。やすらぎ堤緑地については、早期供用開始を目指し、この社会資本整備総合計画に基づく交付金ではなく、国の別の交付金を活用して整備を進めます。以上により引き続き、多様なニーズ及び社会情勢に対応した魅力ある公園づくりを実施していきます。これで、事後評価の説明を終わります。

ここで一通り説明が終わったのですけれども、少し補足がありますので担当の近藤係長より、よろしくをお願いします。

(みどりの政策課)

近藤です。よろしくをお願いします。

先日、現地視察にご同行いただいた際に、その場で質問いただいていた事項に関しまして、後日、回答させていただくというところだったのですけれども、その回答について今お話しさせていただければと思います。

まず、横尾委員のほうからご質問いただいていたやすらぎ堤に関して、やすらぎ堤緑地の部分、キッチンカー等は出店できるのかというご質問を頂いていたのですが、こちらについては中央区建設課のほうで管理している部分になりまして、その部分であれば建設課のほうに公園の使用許可を出せば、キッチンカー等の出店は可能ということでした。

あと、根岸委員からいただいていた、赤塚公園の見直しの時期等についてというところで、現地視察の際にこちら令和2年に基本計画を見直しておりますというところだったのですが、その中で駐車場の話を頂きまして、計画の台数はどう変わってといますかというところだったのです。こちら計画の見直しによって台数は増えております。というのも、今、整備している赤塚公園の部分というのは、第1、第2埋立地なのですが、その後の整備ということで第3埋立地も含めて、当初、計画をしていたのですけれども、やはり開園をしてからの駐車場が足りないという部分ですとか、あとは工事が長期化するという部分も含めまして、今整備している部分に全部、機能を集約しましょうということを基本計画の見直しで行っておりますので、そういった需要も含めまして、令和2年のときに駐車場台数は増やしたという経緯がございますので、その点、現地で台数は変わっていないですと説明させていただいたのですが、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。以上です。

(みどりの政策課)

ここまでで事後評価の説明は終わりとなりますので、皆様のご意見を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

(佐伯会長)

それでは、ご質問、ご意見のある方はお願いします。

(高橋委員)

事業評価の弁天公園というのは、地元調査により整備を実施せずとなっているのですが、もうちょっと具体的にどういうことなのでしょう。

(みどりの政策課)

整備を前提に社会実験、いろいろなメニューで地元を含めまして社会実験等を行い、その後どういう整備をしていきたいと思いますかということで、地元の方に説明してやっていこうかということで動いたのですけれども、地元の方は今のままでいいと。何もしなくても今のまま環境も整ってるし、このままでいいので、あえて整備しなくてもいいですよということになりましたので、整備は未整備となっています。

(佐伯会長)

私のほうからお願いします。2点お聞きしたいのですが、まず目標で1人当たり9.1平米を9.2にしたいというお話しだったのですが、これの根拠ってというのはどういうことで9.2なのですか。それは何かできそうだからそうしたのか、1人当たりの公園面積ってというのは9.2であるべきだっという何かがあってされているのか。予算やいろいろな状況でできなかったっということに対して、どういう評価なのかということをお聞きしたいのですけれども。

あともう一つは、魅力あふれる公園づくりというのが目標にあって、評価としてもそういうことをやりつつあるみたいなお話でしたけれども、魅力ある公園とはいったい何なのかと。人によっていろいろあるのしょうけれども、新潟市が考えている魅力ある公園というのはどういうもので、それを達成できたかどうかというのは、どう評価しようとしているのかということをお聞きしたいのですけれども。

(みどりの政策課)

一つ目の目標値の根拠の部分なのですけれども、先ほどもグラフでご説明させていただいたように、赤塚公園、やすらぎ堤というのは順調に整備が進んでいく、プラスあとは開発によって住宅地に何割かの小さな公園が流されるっというのが続いていくよっという想定のもとで、今回9.2平米っというのを出させていただいたのです。9.2平米を目標にちょっと進めてきたのだけれども、やはり大きなところで言うと、その面積の増っというのがどうしても大きな公園整備が減ってしまうと、その数値がどうしても影響を受けてしまうというところで、今回9.1にとどまった状況になります。

(佐伯会長)

目標の9.2っというのは、新潟だけではなくて、日本の目標としてあったりして、そのようにやっている。9.2が最終ではなくて、日本の公園はこうあるべきだみたいな何かがあっ

て、10とか、15とか、それにたどり着くための現実的な数値として5年で9.2とか、そのように決まっているのか、どのように目標を設定されているのかということをお聞きしたいということです。それとも何か予算の制約で、そのようにやらざるを得ないのか、いろいろあるのだらうと思いますけれども、なぜ9.2なのかというところ。

(みどりの政策課)

都市公園法の施行令などを見ますと、10平米以上というのが一通り出ているんですね。だから10平米あればいいよというわけではなくて、10平米がある程度の基準になっていて、それを超えた上で整備していきましょうということの中でやっていくって流れなのですね。私も今、9.1と説明させていただいたのですが、もう少し広く考えまして、新潟市には四つの県立公園があるんですね。その県立公園を含めますと、10は超えております。なので今、事業評価の説明なので、新潟市の都市公園に限定して説明させていただいている上で9.1という数字になってございます。(佐伯会長)

最終的には新潟市の管理の公園で10平米を目指しているのですか。一挙にできないので、途中で9.2とか、9.3とか刻んでいくというような、そういう理解でよろしいですね。

(みどりの政策課)

そうですね。急に上がることは、なかなかありませんので、徐々に徐々にということで、近づけていこうと思っています。

(佐伯会長)

分かりました、ありがとうございます。それでそれがその数的というかのあれで、もう一つは質的なほうで、魅力ある公園という、魅力の定義というのでしょうか。それをどうやって達成した、しないとするのかというところの考え方を教えていただきたいのですが、

(みどりの政策課)

基本的には公園自体が地域の活動であったりとか、あとはやっぱり人が集まって、利用していただくというところが大きいところかと思うので、魅力あふれるっていう部分では、例えば公園の利用者数ですとか、そういった指標も考えられるかなと思うんですけども、公園の利用者数自体もちょっと時期によってなかなかでこぼこがあるっていうのがありましたので、今回はちょっとそこは使わずにということで、指標の設定をさせていただいています。

(佐伯会長)

今回はという話しですが、過去にやられたことがあるとか、あるいはほかのところで行っているとか、今後やる予定があるとか、その辺はどうなのですか。

(みどりの政策課)

利用者数の調査ということですかね。

(佐伯会長)

魅力を測る手段の一つとして、数もそうでしょうし、何か聞き取りみたいなものもあるでしょうし、その他のやり方もあるかもしれませんが、何かそういうのをやった事例とか、これからやる予定があるのかとか、その辺はどうですか。

(みどりの政策課)

今のところは具体的にいつからそういうのを聞き取りやっっていこうとかというところまでは考えてないのですけれども、ただ、その指標としてやっぱりそういう分かりやすいところがありますので、何かアンケートを取ってやっっていくとか、どの公園でそういうのをちょっと聞いてみようとか、そういうのも含めて今後は検討していきたいと思います。

(佐伯会長)

あまり、たくさん全部やれとか、そういう話ではないですけれども、やはり質と量と両方大事だと思うので、両方でやっていただけるといいのかなと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

(唐橋委員)

ご説明ありがとうございます。今後、多分、前回もお聞きしたのですけれども、ホームページで結果を公表される予定とお聞きしましたが、そこに出るものというのは何が出来ますか。これですか。事後評価調書ですか、それともこういう冊子のものが出されますか。

そうするとこの調書、これが公表されてくるのですよね。そうするとやはりこれを見ただけだと、数字的に先ほど、ご説明いただいて分かったのですけれども、現況と何も変わっていないと。何をしたのですかというのが分からないので、やはりもう少し丁寧な、小数点でもいいですし、何平方メートルを整備しましたというのがないと、あれ？というようになるかもしれないと思います。実際に、この資料を見ましても、赤塚、やすらぎ堤を合計すると目標に届かなかったようですが、その他の公園、大きいのと小さいのを合わせてだと思のですが、これは実際の目標を超えてやっておられるというところも、本当はこの中にはどういうものがあるかとかお聞きしたいのもありますし、こういうところもPRできるのかと思います。その他の公園とは、何があるのですか。

(みどりの政策課)

その他の公園というのは、例えば、開発行為で 3,000 平米以上の開発行為とかをやりますと、3パーセントの公園を出してくださいとかというのがありますので、そういうもので増えていったものがあります。

(根岸委員)

私から、質問させていただきます。ご説明ありがとうございました。

私からはこの事後評価の計画概要の中の目標のところに掲げられている多様な市民のニーズに対応した計画を実施するというので、今回、多様なニーズに地域のニーズですかね、多様な市民のニーズということが少し大事なキーワードだと思うのです。市民のニーズに応じた公園を作るっていうこと。社会情勢とか、人口とか、年齢構成とか、そういったものが変わっていく中で、公園ってどうあるべきかみたいなことがあり、それは市民からのニーズというのは、とても大事だと思うのですけれども、それをどうくみ取って、その計画の中に反映したのか。それに対して、まだ整備中という問題もあるのかもしれないのですけれども、市民の方、あるいは周辺の受益する方々が、どのように評価されているのか。これがすごく大事なことのようには思っていて、今回、成果目標として、どれくらい整備したかっていう、整備の進捗を説明するような指標になっているのですけれども、そこが見えるといいのかなと。またそれを成果目標として、今後、事前評価とかを考えていくときに、入れていく検討も必要なのかなと思いました。これは感想なのですけれども。市民のニーズというものをどう把握されて、この計画に反映されたのかということについて、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(みどりの政策課)

公園ですと市民の方々が利用されるということで、我々のほうで、我々主導でこれとこの遊具を入れましょうとか、そういうことをやってしまいますと何も面白くない公園になってしまいますので、計画段階で地元の意見を聞きながら、こういう遊具っていいよねとか、そういうのをに入れて計画しております。

ストック再編事業につきましては、元々あった公園が、昔は若い人もいて、利用されていたのだけれども、だんだんその地域や利用者も高齢化してきたと。樹木も伸び放題で、遊具もだれも遊んでいないと。そんな公園があっても全然面白くありませんし、利用されない公園になりますので、そういうところなどは地域の方とワークショップとかいろいろやって、こういう遊具はいいよねとか、中学生とかにも意見を聞いたりして、遊具なんていらんけれども遊歩道を作ってくれとか、そういう意見を吸い取って事業計画を作成しております。

(根岸委員)

追加の質問になってしまうのですけれども、そういう事前の聞き取り調査みたいなものの結果とか、そういったものは市民の方に公表されているのですかね。こういう聞き取りをやりましたよと。こういうニーズが出ましたよと。それに対してこういう公園を作りましたよみたいな形でのプロセスが市民の方に分かりやすく説明されているのでしょうか。今回のこの事業評価とは別の次元で、何か評価のプロセスが市民の方に伝わっているのかしらという

ことなのですが、そこはいかがですか。今回はこの資料の中には、特には出てきていないのですけれども。

(みどりの政策課)

ストック再編事業につきましては、本当に地域の公園をよりよくしていこうということでリニューアルするわけですから、それは地域にかかわら版みたいなものを作りまして、こういう整備をやりましょうということで、地域のほうに配っていただいて、地域に共有しました。ただ、こんな公園、こんな取組みやってますよ。このようにリニューアルするために、みんな住民の意見を聞いて、こういう公園ができましたということで、全市的なPRは行っていません。大きな公園などで、そのように事前に意見をもらって、公表して、こういう整備をやりますというのは行っておりません。

(みどりの政策課)

確認をさせていただければと思うのですけれども、整備計画の内容、例えば、きらら西公園みたいな、大きく都市計画決定されて、事業認可されているようなものは、計画の段階でももちろん意見を取り入れて、こういった整備をしますということは、手続きの中で公表している形にはなるのですが、根岸委員がおっしゃっているように、その辺、今後、ホームページなどでこういった形ができるかということも含めて検討できたらと思います。

(みどりの政策課)

補足なのですけれども、横越に大きい公園があるのです。その公園には、雨が降っても利用できる屋根つき遊具があるのです。これまさに時代の流れだと思います。今までの公園って雨が降ったらだれも遊ばないのだけれども、雨降っても遊べる施設が欲しいよねとか、子どもの遊び場が欲しいよねという、そういう社会的なニーズをくみ取って作った公園でございます。それにつきましては、やはり特徴的な公園になりますので、市報にいがたの公園の紹介とかで、公園特集号などにも、横越公園、雨でも遊べますよとかいうことで売り出していますし、そういう意味では特徴ある公園なんかは、皆さんの地元というか、住民の意見を聞いて作ってPRしています。

(根岸委員)

ありがとうございました。大きな公園もさることながら、小さな公園もおそらくいろいろな方が関わっていて、ニーズを拾いながら作られたということなので、そのプロセスだったり、こういう形で反映されましたよっていうことを住民の方に伝えることによって、その公園に愛着が湧いたりとか、より使ってもらえるような形にうまくいくのではないかなと思ひまして、そのプロセスがせつかくあるならば、そこを使っていくっていうことが大事なのかなと、お話を聞いて思いました。ありがとうございました。

(佐伯会長)

それでは、次に行きましようか。ありがとうございました。では、次をお願いします。

～緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくり【事前評価】～

(みどりの政策課)

続きまして、この緑豊かで魅力あふれる都市公園づくりの次期計画につきまして、説明をさせていただきます。計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間としまして、新潟市みどりの基本計画及び新潟市立地適正化計画に基づき、多様なニーズ及び人口減少や高齢化等の社会情勢の変化へ対応するため、機能再編等により、魅力ある都市公園の創出を行うことを目標としています。

事業数は1事業で、事業費は4億5,400万円を見込んでおります。

23 ページです。現計画と次期計画の変更点について説明いたします。スライド左側、現計画の3事業のうち、Aの1、都市公園事業の赤塚公園につきましては、先ほど申し上げましたとおり、安全・安心な都市公園づくり(重点)計画に移行して事業を実施します。また、Aの3、都市公園事業やすらぎ堤緑地は、この社会資本総合整備計画ではない国の別の交付金計画に移行して事業を実施いたします。よって、スライド右側に記載のとおり、次期計画においては、新潟市都市公園ストック再編事業を継続し、都市公園の機能再編を行ってまいります。

次に、事業計画の概要を説明いたします。基幹事業としまして、新潟市都市公園ストック再編事業を実施します。本事業では、先ほど事後評価の中でご説明した内容と同じく、人口減少や超高齢化社会への対応として、地域福祉や子育て支援に寄与する魅力ある都市公園を創出するため、地域と調整しながら再整備を引き続き実施してまいります。

25 ページをご覧ください。次期計画では二つの成果目標を設定しています。一つ目は、地域ニーズに対応した施設の適正化及び機能再編を行い、供用を開始した都市公園数です。令和8年度当初の公園ゼロから令和12年度末までに二つの公園に増加させることを目標としています。この二つの公園は、現在、整備中の新栗の木緑地と新たに秋葉区の昭和公園を計画しています。

令和8年度から着手します昭和公園についてご説明いたします。所在地は秋葉区新津本町です。新津駅の東側、徒歩5分弱のところにある公園です。この公園は平成20年度に保育園が廃園となり、その跡地を公園として活用していましたが、公園内の施設がなく、あまり使われていない状態でした。そこで、周辺地域や公園利用者の皆様とワークショップを行いながら、子どもから高齢者まで、誰もが立ち寄りたくなる地域住民の憩いの場として地域ニーズに対応した整備を進めます。事業期間は令和8年度から10年度を予定しています。

二つ目の成果目標は、地域ニーズに対応した施設の適正化及び機能再編に着手し、整備中

の都市公園数です。令和8年度当初のゼロから令和12年度末までに1公園に増加させることを目標としています。先ほどの成果目標が新栗の木緑地と昭和公園の2公園を令和12年度までに整備完了し、供用を開始させるものでしたが、この成果目標は、この二つの公園とは別に、さらにもう1公園着手するというものです。都市公園ストック再編事業は、既存公園について、地域のニーズを聞きながら整備計画を決めていくため、一定の地元調整期間が必要となることから、計画期間内に整備着手することを目標設定としています。

以上で、緑豊かで魅力にあふれる都市公園づくりの次期計画、事前評価の説明を終わります。

それでは、皆様、よろしく申し上げます。

(佐伯会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見を申し上げます。

(高橋委員)

成果目標2の新たに一つの公園を整備することなんですが、大体もう7年の終わりになりますが、見当はついていらっしゃるのでしょうか。

(みどりの政策課)

今、このストック再編事業というものをこれから市としてどういった形で進めていくか。やはり新しい整備だけではなくて、既存のストックを活用して質を上げるっていうほうに轉換していくというところで、今、その方向性を鋭意検討しているところでございます。なので、今まさに残りの1公園をどうするかというところを今、検討している段階にはなっています。

(みどりの政策課)

おっしゃられるとおりで、5年しかない中で、まだこれから検討なんていうと、大丈夫かというご心配があると思うのですが、速やかに決定してやっていこうと思っています。

(高橋委員)

大きな公園を親子で車に乗ってそこに行って、十分一日楽しめるような公園と、やはり先ほども言ったように、高齢者が集える、徒歩で行って集えるような公園があるので、その部分をよく考えてやっていただけたらと思います。

(みどりの政策課)

そうですね。ストック再編事業の対象として今までやってきている公園というのが高橋委員がおっしゃられた、後者の歩いていけるような公園ですとか、やはり地域のニーズが変わってきたとか、そういったところを地域の皆さんが使いやすい形にリニューアルしていくという形でやっていますので、今後も引き続きそういった形で、対象公園も含めて整備を進め

ていけたらなと思っております。

(唐橋委員)

ここにある新津の計画ですけれども、これはたぶん駅を出てすぐ左側の住宅地だと思うのですが、青写真みたいな、何か具体的にこういう設備を設置するみたいなものはあるのでしょうか。ここはたぶん駐車場のスペースは取れなくて、車で来てという感じではないかと思っております。

(みどりの政策課)

そうですね。先ほども課長のほうから話があったと思うのですが、基本的にストック再編事業というのは、事前に地元の方々と相談をしながら内容を決めていくのですが、昭和公園に関しては、令和6年にワークショップを行っていて、こういった形で整備したいよということは、青写真といたしますか、イメージは固まっております。こういった施設、例えば、ちょっとスポーツができるような施設をつけたいよとか、そういったものはあるのですが、申し訳ありません、今日はちょっと持ってきていなくて。ただ、駐車場はたしか数台とめられるような形になっていたのではないかと思います。あとは、その地域の方々が集まれるようにベンチだったりとか、そういった施設の要望というのがありました。

(みどりの政策課)

コンセプトとしては、地域住民とまちにいらっしゃる方なども対象としていたんですか。

(みどりの政策課)

そうですね。だれもが立ち寄りたくなるとは書いてあるので、地域住民の憩いの場というイメージで、このちょうど公園の周りが今、だいぶまちづくりが盛んに進んでいまして、若い方がけっこう古い建物で店舗を始めたりという動きが活発になっているので、そういった方がこの公園に集まって何かをやるとか、そういったこともできるかなと思っております。

(根岸委員)

ありがとうございました。資料 26 ページのところと 27 ページのところ、基本的には同じ事業の枠の中なので同じ目標ということだと思っておりますけれども、その公園を作ったか作らないかということを目標値として掲げているということなので、事後評価の際に、公園ができたかできてないかということではしか評価ができないわけですよ。それというのは、やはり掲げられている目標ということを達成できたのかということを図る上で、あまりにも情報として不足してしまうのではないかと思います。

何を意味しているかということ、公園を作ったか作らないかということでは評価せよということは、公園を作ればこの新潟市みどりの基本計画及び立地適正計画に基づいて、多様なニー

ズ及び人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に対応して、機能再編等によって魅力ある都市公園が創出できたということになるということになってしまうわけです。ただ、それを評価するには、やはりできたかできないかという1本の結果では見えない部分がどうしてもできてしまうと。そうすると、私からお願いしたいのは、この成果目標、これが定量的評価指標と言っているのか、ちょっと難しいところがあるのですけれども、やはり情報として立地適正化計画の方針というのはこういうもので、このように作られた公園は適合しているのだから、あるいは多様なニーズというのはこういうものとして把握され、このように反映されたのだとか、あるいは魅力ある都市公園というのをこのように考え、それがこのように実現してるんだってということを、また、住民の方がそれに対してどう評価しているかということ、ぜひ補足的な情報として、事後評価ということだけにとどまらず、市民の方にも伝わるように説明責任を果たすという意味でしていただけると、ありがたいなと感じました。これは感想というか、私からの意見になりますけれども、そう思った次第です。以上です。

(みどりの政策課)

ありがとうございます。これからストック再編事業を整備するに当たりましては、地元の方々とは接触しまして、いろいろ意見を交わしながらやっていきますので、今ご指摘のありました内容につきましては、その辺、周知しながらやっていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(佐伯会長)

先ほどもお話ししましたがけれども、数値目標の根拠ですね。1公園なり、2公園なりというのは、だから機能再編に係るその公園数が全体でいくつと見込んでいて、それを何年で全部やってしまうのかとか、その中で、5年で一つなり二つなのか、理想はそうだけれども、予算もあるので、そこで決まっているのかもしれませんが、新潟市全体の公園を何年でどう持っていくのかというようなところも少し中長期的な視野で情報を教えていただければいいのかなと感じた次第です。

(みどりの政策課)

どれくらいの規模、数の公園のリニューアルをしていくかという数字につきましては、今現在、正確なものを持ち合わせていないのですけれども、区役所などがよく地元のほうから要望をもらうのです。あそこもうっそうとしていて、もう全然利用していないから何とかしてくれとか、そういう意見は毎年、毎年、変わってくるのです。そういう意見をしっかり聞きながら、じゃあ次、どの公園に行くのかという部分を見定めて、現場に入ってきたいなと思ってます。

では、実際この5年間でもう一つの公園に着手しますよということなのですからけれども、

事業規模的に国の予算措置が非常に厳しいのですね。普通の公園を作りましょう。あとリニューアルを作りましょうという公園に対しては、なかなか国の配分が厳しくなっています。やはり今、地震とかがありますので、防災公園、地域防災計画に広域避難所だとか、一時避難所とか、そういう位置づけのある公園にはしっかり配分がされています。あと、公園には遊具があります。そういう遊具とか、ベンチ、こういうものも壊れているようなものに関しては、利用者に危害が及びますので、そういうものもしっかり予算措置しますので直してくださいという状況なのです。繰り返しになりますけれども、何も無い公園を作りますよとか、リニューアルしますよってというのはなかなかお金がついてこないという現状がありますので、そういう意味からも、そういうのを踏まえまして、いろいろ議論した中で、1公園だよねということで、進めてきました。ただ、地元の要望の中で盛り上がってきて、予算も国と掛け合って、事業費が確保されるようであれば、これは1公園にこだわってるわけではなくて、頑張っていきたいなと思っております。

(佐伯会長)

どこまで生々しい情報を出すかというのはいろいろあると思いますけれども、やはり我々もこの計画が妥当だという判断をしないといけないので、そのときに1公園なり2公園というのはどうなのか、それが妥当なのかという判断材料をやはりいただきたい。それから我々だけではなくて、市民の方もなぜこんなに少しずつなのかとか、どうしてこんなにたくさん進むのかといういろいろ知りたいと思いますので、出せる範囲で情報は出していただければいいのかと思っています。

(唐橋委員)

先ほど、青写真というように申し上げましたけれども、いわゆるここで事業費が4億5,400万はどうやって出したのかなというか、これはこのくらい割り当てますよときているのか、例えばこうやって積み上げていって、ここですというのか、この辺の事業費の見積もり方がよく分からないので、先ほどもお尋ねしたのですけれども。

(みどりの政策課)

事業費につきましては、各事業の積み上げをしております。未着手の1公園につきましては、相当規模の過去事例からという形で想定をして、事業を積み上げています。

(唐橋委員)

こういう公園を作るのにこのくらいかかるということをそれぞれ、候補はないけれども、作るとしたらこれだけかかるというのを。

(みどりの政策課)

そうですね。

(唐橋委員)

そうすると4億5,000というのが、我々こんなのを作るといっているのが見えてこないで、この予算がそうなのかなということもなかなか判断できないかなというのはあります。青写真出せないのかもしれませんがね。

(高橋委員)

やはり今は、公園と言ったら防災のことを忘れてはいけないと思うので、ちょっとした緑の公園でも火災が起きたときの遮断にもなりますし、やはりその辺はしっかりと加味していただいて、選んでいただければと思います。防災公園なのに、ゼロメートルよりも下の公園があったりしていますので、私の近くでも。その辺もちゃんと見回って防災公園を選んでほしいと思いますし、栗ノ木川緑地もすごく整備されて、皆さんで散歩できるようになるのだらうなと思いましたが、川が少し氾濫したら、もう公園がみんなぼろぼろになるのではないかなというようなことも考えましたので、そういったところも考えつつ進めていただければと思います。

(佐伯会長)

大体、よろしいでしょうか。では、次の事業についてご説明をお願いします。

～安全・安心な都市公園づくり【事後評価】～

～安全・安心な都市公園づくり（重点）【事後評価】～

（みどりの政策課）

続きまして、社会資本総合整備計画の二つ目の計画であります、安全・安心な都市公園づくりと、三つ目の計画であります、安全・安心な都市公園づくり（重点）の事後評価について説明いたします。

まずは、安全・安心な都市公園づくりの計画の概要です。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となります。計画の目標は新潟市みどりの基本計画に基づいた安全・安心な都市公園づくりのため、公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修の実施により、公園利用者の安全・安心を確保するとしています。事業数は、基幹事業が4事業で、事業費は30億9,700万円でございます。

次に、事業の内訳を説明いたします。基幹事業は上から公園施設長寿命化対策支援事業としまして、都市公園における遊戯施設等の改修、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業としまして、都市公園のバリアフリー化、公園施設長寿命化対策支援事業としまして、都市公園における緊急度の高い老朽化した遊戯施設等の改修、新潟市公園施設長寿命化計画策定調査でございます。こちらは4事業の対象公園の位置を示したものでございます。

次に各事業の概要についてです。はじめにAの1とAの3の公園施設長寿命化対策支援事業についてでございます。

次にご説明いたします、Aの4公園施設長寿命化計画に基づきまして、老朽化した遊具やベンチなどの公園施設の改修を行った事業でございます。事業期間は令和3年度から7年度です。

次にAの4公園施設長寿命化計画策定調査でございます。今ほどの公園施設長寿命化対策支援事業を実施するためには、遊具やベンチ等の公園施設を計画的に維持管理、更新していくため、5年に一度、すべての公園施設を点検し、その劣化状況や危険度を踏まえ、今後の施設更新の方向性を位置づける公園施設長寿命化計画を策定します。この公園施設長寿命化計画は第3次計画が令和5年度まででありまして、令和6年度からの第4次計画を策定するために、令和4年度、5年度で実施した事業が、この公園施設長寿命化計画策定調査でございます。この事業で策定した第4次計画は後でご説明する次期計画の公園施設長寿命化対策支援事業の実施の根拠となっております。

次に、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業については、公園施設のバリアフリー化を行いました。子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全に安心して利用できる公園施設を提

供するため、公園施設のバリアフリー化を推進することを目的としまして、市内の対象となる公園で実施しました。事業期間は令和3年度から7年度でございます。

次に、これまでの事業実施したことによる成果目標の達成状況を説明いたします。本計画では成果目標を設定しています。一つ目は、公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な公園施設の改修完了率でございます。

最終目標値は公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な都市公園施設の改修を実施し、改修完了率を令和3年度当初の51パーセントから令和7年度末に100パーセントにすることとしました。実績としまして、計画的に事業を進めた結果、対象となる1,148施設全ての改修を完了し、100パーセントになりました。目標達成でございます。

二つ目は、都市公園におけるトイレのバリアフリー化率です。最終目標値は、公園トイレのバリアフリー化率を令和6年度当初の61パーセントから令和7年度末に64パーセントを目指すことを目標としました。実績としましては、目標の173公園64パーセントに対し、8公園上回る整備を行い、181公園67パーセントとなりました。

三つ目は公園の管理状況に対しまして、よく管理されていると評価する利用者の割合です。これは市民を対象としたインターネットによるアンケートにおいて、公園を利用したことがある人のうち、身近な公園の管理の状況について、よく管理されていると回答した人の割合です。令和3年度当初の47パーセントから令和7年度末に51パーセントを目指すことを目標としましたが、実績では45パーセントにとどまりました。この実績につきまして、ご説明いたします。アンケートの集計結果を抜粋したものです。

まず上のグラフです。このアンケートは500人に対して実施したのですが、身近な公園につきまして、利用したことがあると回答した354人のうち、よく管理されていると回答した人が160人で45パーセントになりました。この計画の基幹事業であります、公園施設長寿命化対策支援事業及び都市公園のバリアフリー化は、順調に進捗したものの、このアンケート調査による成果目標は達成することはできませんでした。一方、下のグラフですが、先ほどの設問に続く形で、今後の公園管理について必要なことという設問がありますが、清掃など公園を清潔で快適にする管理が307人で、選択項目中最多でした。このことから、アンケート回答者がよく管理されているかどうかを判断する際に、この計画の基幹事業で行うような公園施設の改修やバリアフリー化の状況だけではなく、日々の清掃や除草といった維持管理状況も影響したのかと考えられます。この成果目標の結果は真摯に受け止めておりますが、本計画の計画目標としましては、基幹事業以外の要素の影響も大きいことから、次期計画からはこの指標を除くこととしております。ただし、本市みどりの政策課が行う公園緑地行政全体としましては、本市の最上位計画であります、総合計画におきまして、アンケートによ

る市民評価の指標を設定しており、引き続き、日常の維持管理も含めて、安心・安全で快適に利用できる公園づくりに努めていきます。

続きまして、安全・安心な都市公園づくり(重点)の計画についてご説明をいたします。まずこの計画の経緯ですが、先ほどの安全・安心な都市公園づくり計画の基幹事業であります、公園施設長寿命化対策支援事業や、都市公園のバリアフリー化において、令和5年度から国予算が優先的に配分される重点という区分が創設されました。当該事業につきましては、公園施設の対象要件ごとに重点と重点でないものとに区分して、国の交付金を活用することとなったため、安全・安心な都市公園づくり計画においても、重点に該当する部分を抜き出して、安全・安心な都市公園づくり(重点)という計画を令和5年に策定しました。よって計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年となります。目標は先ほどの計画と同じで、新潟市みどりの基本計画に基づいた、安全・安心な都市公園づくりのため、公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修の実施により、公園利用者の安全・安心を確保する、となります。本計画の事業数は、基幹事業は3事業で事業費は18億6,400万円でございます。

続きまして、事業の内訳です。基幹事業は上から公園施設長寿命化対策支援事業としまして、都市公園における遊戯施設等の改修。都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業としまして、都市公園のバリアフリー化。公園施設長寿命化対策支援事業としまして、都市公園における緊急度の高い老朽化した遊戯施設等の改修でございます。公園施設長寿命化計画策定調査が、これらの重点の計画にはないことを除いて、先ほどの安全・安心な都市公園づくりと同じ事業でございます。こちらは位置図でございます。

続きまして、各事業の概要について説明いたします。いずれも安全・安心な都市公園づくり計画と同様で、Aの1とAの3の公園施設長寿命化対策支援事業につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改修を実施し、利用者の安全・安心の確保や維持管理のトータルコストの低減を図ることを目的として、市内全域で実施しました。

次にAの2の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業につきましては、公園施設のバリアフリー化を行いました。子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全に安心して利用できる公園施設を提供するため、トイレなどの施設のバリアフリー化を推進することを目的として、市内の対象となる公園で実施しました。

次にこれまでの事業実施したことによる成果目標の達成状況を説明いたします。本計画では、二つの成果目標を設定していますが、いずれも安全・安心な都市公園づくり計画と同じものです。一つ目は、公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な公園施設の改修完了率でございます。最終目標値は新潟市管理の都市公園におきまして、公園施設長寿命化

計画に基づく優先的に改修が必要な都市公園施設の改修を実施し、改修完了率を令和5年度の84パーセントから令和7年度末に100パーセントにすることをとしました。実績としましては、計画的に事業を進めた結果、対象となる1,148施設すべての改修を完了し、100パーセントとなり、目標達成をいたしました。

二つ目は、都市公園におけるトイレのバリアフリー化率です。最終目標値は、都市公園(新潟市管理の公園)におけるトイレのバリアフリー化率を令和5年度当初の62パーセントから令和7年度末に64パーセントを目指すことを目標としました。実績としまして、目標の173公園、64パーセントに対し8公園上回る整備を行い、181公園67パーセントとなりました。実施事業と成果目標の達成状況については以上となります。

最後に、今ほど説明しました安全・安心な都市公園づくりと安全・安心な都市公園づくり(重点)の二つの計画の事後評価について事業実施による事業効果の発現状況と今後の方針等について説明いたします。

はじめに、事業の効果の発現状況です。公園施設長寿命化計画に基づき、当初予定していたすべての都市公園施設の改修を完了することができました。また、計画的に都市公園におけるバリアフリー化を進めたことにより、公園利用者の安全・安心を確保することができました。今後の方針についても引き続き、公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の改修を実施し、公園利用者の安全安心の確保に努めていくことといたします。なお、都市公園のバリアフリー化につきましては、国で令和7年度までの事業とされており、現時点で令和8年度以降も国で予算化されることが決定していないため、この後、説明する次期計画には記載していません。今後、令和8年度以降の実施が決定された場合は、次期計画に追加で記載する予定でございます。以上で、事後評価の説明を終わります。委員の皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。

(佐伯会長)

ありがとうございました。それではご質問、ご意見のある方はお願いします。

(根岸委員)

一点なのですが、トイレのバリアフリー化率は67パーセントを目標値として設定されたということなのですが、全体の目標としてここまではバリアフリー化したいよねというところの中で、67パーセントという数値は、その割合としてはどのように見ればいいのでしょうか。まだまだ道半ばの、もっともっといかなければいけないのか。それとも全体の公園の中では、いろいろな事情で整備すべきところと、そうじゃないところもあるという判断があるとするれば、100パーセントを目指さなくてもいいことになるので、全体の中で67パーセントという目標値がどのくらい適正なものなのかについて教えていただけますか。

(みどりの政策課)

ちょっと正確な数字は今、持ってないのですけれども、国が目指す数字としましては8割程度です。当然、すべての公園におきまして、駐車場からの道路がフラットになっていまして、便所まですべてバリアがなくて行けるというのが理想なのですけれども、ただトイレがある公園でも駐車場がなかったりだとか、すべてがそのバリアフリーが本当に必要なのかという部分もありますので、あれば一番いいのですけれども、すべてにおいてやっていくかどうかというのが、ちょっとまだ見えてない部分があります。私どもとしましては、限りなく100に近いところまでは行きたいなと思っているのですけれども、まずは国の示す8割くらいまでは達成していったら、そこからは一つ一つまた公園を見ながら、優先度を決めながら、順次やっていくということで進めたいと思っています。

(根岸委員)

というのはこの64パーセントの目標を超えて7にはなったけれども、まだ続けなければいけない事業だということの理解でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

(佐伯会長)

他にいかがでしょうか。よく聞き取れなかったのは私だけかもしれませんが、アンケートはやめますみたいなお話のところ、けれども何かは引き続きやりますみたいな話がありましたが、どういうことだったか改めて教えてください。アンケートは、いろいろ手間がかかるので、やめてもいいのかもしれませんが、あまり数パーセントの誤差は気にせず、長い目で見て続けるのがいいのかなと個人的には思いました。

(みどりの政策課)

今回、目標設定しまして、47パーセントを51パーセントまで上げていきたいと思いますという計画にしております。これ実は前の計画もこれくらい伸びがあったものですから、これと同等な形で51パーセントまで持っていこうということで設定しておりました。でも実際、ふたを開けてみますと、45パーセントということで、令和3年度当初よりも下回っている状態でした。

(佐伯会長)

よく分かりますけれども。

(みどりの政策課)

今、先生もおっしゃいましたけれども、上がるものではないというのは我々も十分承知していますが、この数字が全く読めないものですから、下がっていくというのもちょっとよくないし、何で下がったかというのも推測でしかないわけですから、当然こういう数字、アンケートというのは、今後も我々ずっと追っていきますが、この計画の目標値とはしない。

(佐伯会長)

目標値ではしないと。よく分かりました。継続して一喜一憂せずに中長期的に上がっていけば、それでいいのだと思います。

(みどりの政策課)

やっぱり下がった上がったがあって当然だと思いますので、この辺の状況をどうこうかということは、やはり我々も把握したいと思っていますので、目標にはしませんが、この数字を把握していきます。

(佐伯会長)

それでけっこうだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(根岸委員)

今のことに関連して質問なのですが。この事業自体は長寿命化の改修によって安心・安全を確保するということだったのですが、この「よく管理されている」という指標は、この事業を評価するときにこういう聞き方で本当によかったのかなという気が若干します。このアンケート項目についてはもうずっと同じ項目をずっと続けてらっしゃることなのですか。継続的にやっています。

(みどりの政策課)

そうなのです。同じ項目でずっと追ってきてるんですね。このよく管理されているというのは頭に遊具がとかというのはついてないのですよね。

(みどりの政策課)

そうですね。公園の管理。

(みどりの政策課)

だからここに遊具とか、公園のベンチだとか、そういう枕詞がついてると、もう少しストレートな数字が出てきたのかなと思うのですが、多分おそらくこれ推測でしかないのですが、維持管理。便所が汚かったからという印象をお持ちの方は、あまりよく管理されていないよねというほうにしまったのかなと、そういうのはあくまでも推測でしかありませんけれども。

(根岸委員)

あとそのアンケートの対象は、新潟市のその公園を利用している人ということですね。新潟市に居住していて、どの公園とか、どのエリアそういうのは区切らず。

(みどりの政策課)

区切らず 500 名の無作為です。

(根岸委員)

そうするとすべての公園を対象に回答されているというように考えていいわけですね。

(みどりの政策課)

だから皆様方がおっしゃるように、ちょっと聞き方とか、その辺に課題があるのかなということは、今回、見て感じました。

(根岸委員)

新潟市全体の公園を対象に評価というのは、今、こういう形ということですね。

(高橋委員)

公園の維持管理は、けっこうその地域に任されて、その町内会が管理していたり、草の除草とかはしているので、遊具やトイレなど、きちんと言わないと、その町内によって一生懸命清掃している町内と、全然構わないところもあるので、ちゃんとそのように言ってしまうと、町内の管理というようになってしまうのかも知れない。自治会においても、この担当のときはすごく一生懸命なのに、担当が変わったりするとちょっと手薄になってしまうとか、あの公園はすごくきれいだけれども、こちらの町内この公園は全然だめだよなということがあるので、やはりそういうところも入れておかないと、全然意味のないアンケートになると思います。

(根岸委員)

私は、でも会長がおっしゃったように、このアンケート自体は継続するということはぜひ、されたほうがいいかなとか、それはニーズとか、市民の方はどう評価されているか、とても大事な、貴重なデータだと思うんで。

(高橋委員)

そこもちょっと入れて欲しいなと。

(みどりの政策課)

聞き方ですね、もう少し定義がしっかりあった上で、アンケートをやりたいなと。

(高橋委員)

インターネットでやるというのと、けっこうみんな若いお母さん、お父さんとか、学生とか、高齢者とか、そういう声はあまり届かないかなと思ったりもします。

(みどりの政策課)

今、ちょっと属性までは把握していませんけれども、そうですね。一番多いのが、30から34歳。いわゆる子育て中の大人というところが一番多い。

(高橋委員)

一番そういう人たちが、地域の活動に参加しないそうなんです。草取りしますと言って

も高齢者しか出てこない。

(みどりの政策課)

その辺は工夫させていただきます。ありがとうございます。

(みどりの政策課)

すみません、先ほどのバリアフリー化のほうで、国の指針のほうなのですが、国が出している基本方針、バリアフリー化の令和7年度末を目標年次として、2ヘクタール以上の都市公園のトイレは約70パーセントを目指すというのがございます。本市に置き換えると2ヘクタール以上の都市公園が、まず48公園ございます。バリアフリー化はすでにされている公園に関しましては、41公園というところで、国の指針については90パーセントを超えているということでクリアしているという状況です。ただ、先ほどもありましたように、2ヘクタール未満も含めると67パーセントということなので、こちらについては引き続きバリアフリー化率を上げていくということで整理のほうを続けているという形になります。

(根岸委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐伯会長)

では、この件はこれくらいでよろしいですか。では、次の事業をお願いします。

～安全・安心な都市公園づくり【事前評価】～

～安全・安心な都市公園づくり（重点）【事前評価】～

（みどりの政策課）

続きまして、社会資本総合整備計画の二つ目の計画であります、安全・安心な都市公園づくりと、三つ目の計画であります、安全・安心な都市公園づくり（重点）の次期計画について説明いたします。

はじめに、安全・安心な都市公園づくりの計画の概要です。計画期間は令和8年度から12年度までの5か年とし、新潟しみどりの基本計画に基づき、公園施設長寿命化計画による公園施設の改修を実施することにより、公園利用者の安全・安心を確保することを目標としています。事業数は基幹事業は1事業で、事業費は600万円を見込んでおります。

次に現計画と次期計画の事業内容の変更点について説明いたします。次期計画につきましては現計画の4事業のうち、Aの1の公園施設長寿命化対策支援事業のみ継続することとなります。また、現計画のうちAの3の公園施設長寿命化対策支援事業（緊急度の高い老朽化した遊具施設等の改修）については、補正予算による臨時的対応であったことから、事業は終了し、Aの4新潟市公園施設長寿命化計画策定事業は、令和4年、5年度で計画を策定した単発の事業であったため、事業は終了しております。

次に、計画事業の概要を説明します。基幹事業は公園施設長寿命化対策支援事業（都市公園における遊具施設等の改修）です。本事業では、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改修を実施し、利用者の安全・安心の確保や維持管理費のトータルコストの低減を図ることを目的として、市内の対象となる公園で実施していきます。事業期間は令和8年度から12年度です。

次に、計画の成果目標です。成果目標につきましては、現計画と同様に新潟市管理の都市公園におきまして、公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な都市公園施設の改修を実施し、改修完了率を令和8年度当初の、すみませんここ資料は12パーセントになっていますが、63で修正願います。令和8年度当初の63パーセントから令和12年度末には100パーセントに増加させることとしました。63パーセントから100パーセントでございます。以上が二つ目の計画、安全・安心な都市公園づくり次期計画事前評価に関する説明です。

続きまして、三つ目の計画、安全・安心な都市公園づくり（重点）について説明いたします。計画期間は令和8年度から12年度までの5年間とし、目標は新潟しみどりの基本計画に基づき、公園施設長寿命化計画による公園施設の改修を実施するとともに、避難場所として機能する公園整備を実施することにより市民の安全・安心を確保することを目標としています。

事業数は基幹事業が2事業で、事業費は19億6,500万円を見込んでいます。現計画と次期計画の事業内容の変更点について説明いたします。現計画のAの2都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(都市公園のバリアフリー化)及びAの3公園施設長寿命化対策支援事業(緊急度の高い老朽化した遊戯施設等の改修)については、先ほどご説明した、安全・安心な都市公園づくり計画と同様の理由で、次期計画には継続しておりません。よって次期計画につきましては、現計画の3事業のうち、Aの1の公園施設長寿命化対策支援事業のみ継続することとなります。また、新たな事業としまして、緑豊かで魅力あふれる都市公園づくり計画で実施してまいりました、都市公園事業の赤塚公園を令和8年度から本事業に移行し、計二つの事業を実施していきます。こちらは位置図になります。

続きまして、計画事業の概要を説明いたします。はじめに、公園施設長寿命化対策支援事業についてです。事業内容や計画などは先ほど説明しました安全・安心な都市公園づくりにおける事業と同様です。次に、基幹事業の二つ目として、都市公園事業として赤塚公園の整備を実施します。本事業は緑豊かで魅力あふれる都市公園づくりの事後評価で説明しました、赤塚公園の整備について、この計画に移行して実施するものです。事業期間は令和8年度から12年度で、家族で楽しめるゾーンであるわんぱく広場などの整備を行う予定です。次期計画案では、二つの成果目標を設定しています。一つ目は安全・安心な都市公園づくり計画と同様ですが、公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な都市公園施設の改修を実施し、改修完了率を令和8年度当初の、すみません、資料は12になっていますけれども、11パーセントに訂正願います。11パーセントから令和12年度末には100パーセントに増加させることとしました。8年度当初、11パーセントから100パーセントでございます。申し訳ありません。

二つ目の成果目標です。この計画の基幹事業で整備します赤塚公園は、大きい公園ですので、ゾーニングにより多様な世代が楽しめる公園を目指す一方で、今後はその広さを生かして防災面での機能を持たせることを計画しています。具体的には、新潟市域の災害対策について定めた新潟市地域防災計画において、災害時の一時避難や避難所が不足するときの避難先として利用されるよう位置づける予定です。そこで二つ目の成果目標としまして、完成後に広域避難場所として位置づける赤塚公園の整備率を令和8年度当初の54から令和12年度末までに67パーセントに増加させることとしました。

以上で事前評価についての説明を終わります。これまでと同様に、整備効果の早期発現のため、引き続き交付金を活用した事業を進めてまいります。それでは皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願います。

(佐伯会長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(根岸委員)

公園施設長寿命化計画に基づく優先的に改修が必要な公園施設の改修完了率が 51 パーセントから 100 パーセントになったということで、事後評価がなされたと思うのですけれども、今回、また事前評価で 11 パーセントから 100 パーセントや、63 から 100 というように書かれていて、その数字の読み方というか、多分、違うものを対象にしながら議論しているようにも思うのですけれども、そこはつなげて聞いていると分かりにくいところがあるので、少しその関係を補足説明いただいてもよろしいでしょうか。

(みどりの政策課)

長寿命化計画支援事業につきましては先ほどご説明させていただいたとおり、公園施設長寿命化計画というものを策定しまして、それに基づいて修繕、改築を行っております。事後評価の考え方としましては、令和 2 年度からの 5 か年で第 3 次計画というものを策定しております。それに基づいて、令和 3 年度からの整備計画において、こういった指標で当初の数値等を定めさせていただいております。逆に今度事前評価のほうにつきましては、令和 6 年度からの第 4 次公園施設長寿命化計画というものに基づいて、計画のほうを定めておりますので、対象となる施設の母数がちょっと変わってくるというような状況になっているのです。なので、この整備計画の 5 年間と、公園施設長寿命化計画の 5 年間がちょうどちょっとずれているものですから、途中で整備計画を定めようとする、公園施設長寿命化計画が始まっているので、その分が当初としてカウントされるという状況になっております。すみません、ちょっと分かりにくくて申し訳ないです。

(根岸委員)

事業計画ごとに算定されていて、それはそういう計画の中で進めていくときに必要な数値だと思ってしまうのですが、我々がこの事前評価という形で見えていくときに、その期間ごとのものよりも、全体の中でどれぐらい長寿命化の事業が実施されていて、あとどれぐらい進めなきゃいけないのかってことがわかる情報を頂けるといいのかなと。100 パーセントいったのにまた戻ってしまうのかみたいな感じで、ちょっと混乱もしてしまうし、おそらくこの資料というのは、市民の方も見る、公表されるっていうことであると、なおさらここで補足説明を受けられない市民の方は分かりにくい情報になってしまって、せっかく事業を実施しても、その良さが伝わらないところもあるので、情報提供の分かりやすさは、ぜひ努めていただけるとありがたいかなと思います。どういう基準で施設がグルーピングされているのかということも、外からちょっと分からないものですから、そういうことも含めてお願いしたいと。

(みどりの政策課)

遊具に関しては、毎年1回、健全度調査というものを行っております。その判定によって、対象となる、今までは健全だったけれども、来年には修繕が必要になってくるとか、そういった動きがけっこう頻繁に行われるというところもあるので、その辺を含めて、こういった形で表現するのか、分かりやすいのかということ、なかなか委員おっしゃるとおり難しいところではあるのですけれども、できるだけ分かりやすい表現で、表現できるようにしていきたいなと思います。ありがとうございます。

(唐橋委員)

全体の公園の数がいくつあるか分かりませんが、全体の管理している数がまずあって、それが何日までにはいくつ完了しています。ただ、見直したらまた出てくるということですよ。

(みどりの政策課)

はい、その年、その年で増えていってしまう。

(唐橋委員)

そうすると、先ほどあった千百いくつですかね。あれが全部というように見ていいのでしょうか。

(みどりの政策課)

1,102 施設については今回のこの第4次計画を策定した時点の判断に基づいて設定しています。

(唐橋委員)

そうするとその時点では、多分もっとある、例えば2,000施設があったとして、そこに入ってこない分というのは、もう前回までに終わっているというイメージでいいのでしょうか。

(みどりの政策課)

そうですね。

(唐橋委員)

ちょっとすみません、説明も悪くて申し訳ないのですけれども。

(事務局 ~~みどりの政策課~~)

事後評価のときにこの分母と、今回の事前評価のときの分母が変わってるじゃないですか。1,148が1,102になっていって、それが全く別な公園のことを指しているのか、その分母が何を指してるのかが、ちょっと分かりにくかったかな。

(唐橋委員)

その計画のときにピックアップした施設数なんですものね。

(みどりの政策課)

そうですね。

(唐橋委員)

そういうことですね。でも、そうするとこれをピックアップした時点では、例えば総数のうち 1,102 施設ではないですよ。何て言えばいいのでしょうかね。もう今、これと言うと 60、この評価でいうと、もう 19 施設しか取ってないというイメージですね。

(みどりの政策課)

あくまで 5 年間の中で改修が必要になる施設の中で、重点、非重点というものを分けまして。

(唐橋委員)

改修が必要になるものについては、もう全部網羅されていますよ。放置されているものはありませんよという認識でいいわけですね。今回、ピックアップされていないものについては、もうすでに終わっていますよという認識で。

(みどりの政策課)

終わっているかまたは健全度が良好なものということですね。

(唐橋委員)

それをうまく説明できるといいかなと。

(みどりの政策課)

確かに分母が変わってしまうので分かりづらくなっていますね。

(高橋委員)

一般市民から言うと、大体、公園というくくりがどのくらいの規模のものから言っているのかというのが分かりづらくて、私の家のすぐ隣にも小規模の公園ありますし、ちょっと行くと平島公園とって、すごい管理もされている公園もありますし、それさえも分からないと思います。

(みどりの政策課)

基本的には新潟市の場合は、人様からお借りして公園を設置してるところもあるんですね、借地公園というのですけれども。そういうところは除いたすべての公園でやっております。小さいところから大きいところまで。

(高橋委員)

それもそのくらいの数で終わっているのでしょうか。

(みどりの政策課)

だから、この計画を定めたときに、今で言うとその 1,102 施設、直さなければいけない。

これがもうだめな状態ですよ、直さなければいけないよということで定めて、ではここまでこの 1,102 にやろうねと言っているのだけれども、実は次の年になれば、この 1,102 はもう崩れているのですよ。健全度が全然よかったのだけれども、急に壊れてしまった遊具も発生しますし、あくまでもこの計画で定めたところの施設として約 1,102。

(佐伯会長)

公園もいろいろ規模があって、管理上の分類みたいなものがあるのでしょうか。何平米みたいなものもあれば、何ヘクタールみたいな、この間見たきさら西公園みたいなものもあるだろうし。ランク分けして管理水準が変わったりするんですよ。

(みどりの政策課)

ランク分けはないですね。先ほど私がちらっと説明させていただいた借地公園、この部屋くらいの小さい、人様からお借りしたところに公園を設置して、遊具が一つあるようなところなどというのは入っていないのですけれども、それ以外の都市公園はすべてこの中に入っております、遊具の危険度判定につきましては、公園の大きさは関係なく、こういう状況であればC判定ですよ。こういう状況であればもうDだね、使用禁止だね。もうそれは統一です。

(佐伯会長)

そういうものなのですね。

(唐橋委員)

すみません、もう一つ、49ページのこちらのほうは、あと 12 施設、あと 7 施設を完備しますという中で、これに対する予算が 600 万円というのは、それでできる範囲の修繕ということですかね。

(みどりの政策課)

そうです。その計画策定時点の段階で想定される施設が。

(唐橋委員)

先ほど、ブランコの例が出てきましたけれども、ああいう遊具を少し直すみたいなものが。

(みどりの政策課)

そうですね。基本的にはここに上がっているのはそうです。遊具の改修になります。

(唐橋委員)

それは計画としてもう分かれてという話を伺いましたので、そういうことですね。

(みどりの政策課)

そうです。

(高橋委員)

私の要望を一ついいでしょうか。いい公園ができて、少し離れている人は全然気づかないというのはいっぱいあると思うのです。私、先日、同じ西区に住みながら、きらら西公園に行ったら、こんないい公園があったんだと思って、うちの娘とかに聞いても知らなかったと言っているのです。そういうところを整備したなら、もっと皆さんから利用してもらいように、大きくお知らせするような記載があってもいいような気がします。それで今、資料を見たら、すごくいい公園がいっぱいあるのだなと思ったので、もう少し小学校で配るとか、そして親が目にするというような、そういうこともいいのではないかと思うので、検討いただければと思います。

(みどりの政策課)

分かりました。公園に多額な費用をかけて設置しても、なかなか分からなかったとか、目立たないようではやはりだめですので、貴重なご意見として頂きまして、その辺、工夫させてもらいたいと思います。

(高橋委員)

寺山公園はバイパスのところにあって、あんなすごい公園ができたんだと、みんなけっこう大勢行っているんですね。きららはちょっと離れてて、上のほうなんです。本当に行こうと思って行かないと分からないと思います。そういうところの配慮をお願いします。

(みどりの政策課)

市報にいがたに小さい記事を出してもだれも見ないから、LINEとかも広告の、市報じゃない何かを入れてやるとか、ちょっとその辺も工夫したいなと思います。

(高橋委員)

大きなイベントをするとか、

(みどりの政策課)

はい。ありがとうございます。

(佐伯会長)

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。どうもありがとうございました。

それではすべての事業について、質問と意見聴取が終わりましたので、事業の所管課におかれましては、各委員の意見を踏まえて、今後の対応等をご検討いただければと思います。

それでは、これにて本日の議事はすべて終了になります。皆様方のご協力により議事が順調に進みましたことをお礼申し上げます。